

平成25年版

給与・退職所得の
源泉徴収事例集

法令出版

はしがき

所得税の納税者は、所得者すなわち支払を受ける受給者ですが、源泉徴収制度においては、所得の支払者がその所得を支払う際に所得税額（平成25年以降は復興特別所得税額を含みます。）を差し引いて国に納付することとされています。このため、所得の支払者である源泉徴収義務者は、その者の責任において源泉徴収制度に関する事務を行うことになり、負担も大きいものとなっていますが、同時に、所得者から所得税額を徴収するという意味でも非常に重要な事務となっています。

所得税の源泉徴収制度は、利子・配当・給与・退職等の各種所得、報酬・料金、非居住者所得など広範囲に適用されていますが、従業員や役員の給与・退職所得は多くの納税者にとって身近な所得であり、また、その支払者にとっては頻繁に支払が生ずることから、源泉徴収事務の中でも給与・退職所得に関する事務は大きな割合を占めています。

本書は、このような給与・退職所得の源泉徴収事務を担当する方々のために、給与・退職所得の源泉徴収に必要な法令・通達について一般的な解説を行うとともに、国税庁の発遣した「個別通達」、国税庁又は国税局の「事前照会に対する文書回答事例」、裁判所及び国税不服審判所の「判決・裁決事例」を掲載し、さらに実務上問題となる質疑事例を「Q & A」として数多く収録し、できるだけ分かり易く解説したものです。

本書が給与・退職所得の源泉徴収の実務に携わる皆様にとって執務の参考になれば幸いです。

なお、本書は、法令出版発行の「源泉所得税相談事例集」の姉妹編として刊行されたものです。

終わりに、本書の刊行の機会を与えていただいた法令出版(株)の鎌田順雄氏をはじめ、執筆に当たり終始ご協力をいただいた同社の関係者に心から敬意を表する次第です。

平成 25 年 10 月

著者 岡本勝秀

目 次

第 1 章 総 論	2
1 源泉徴収義務者.....	3
2 給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の納税地.....	3
3 源泉徴収をする時期.....	6
4 源泉徴収をした所得税等の納付.....	6
5 誤納額の還付.....	8
6 不納付加算税、延滞税.....	9
7 源泉徴収票の提出.....	10
8 災害被災者に対する救済.....	13
9 復興特別所得税.....	16
10 給与所得者の確定申告.....	20
(参考 1) 個別通達	
○大工、左官等の建設労働者に支払う給与に対する源泉所得税の取扱いについて(昭 47.2.5 直法 5-6、直所 4-6).....	25
(参考 2) 判決事例	
○破産管財人は、破産宣告前の雇用関係に基づく退職手当等の支払に関し、「支払をする者」には含まれず源泉徴収の義務を負わないとした事例(平成 23 年 1 月 14 日 最高裁第 2 小法廷判決).....	28
○給与等の支払者が給与等に係る強制執行を受けた場合でも、支払者はそれに係る源泉徴収義務を負うとした事例(平成 23 年 3 月 22 日 最高裁第 3 小法廷判決).....	29
Q & A	
【源泉徴収義務者の取扱い】	
1-1 家事使用人に支払う給与についての源泉徴収.....	31

1-2 親会社の派遣役員の報酬を親会社に支払う場合の源泉徴収	32
1-3 仮処分判決に基づく支払金に対する源泉徴収	32
【源泉徴収をする時期の取扱い】	
1-4 支払が遅延した場合の源泉徴収の時期	33
【納付の取扱い】	
1-5 就航中の船員の給与から徴収する所得税の納付時期	34
1-6 納付税額がないときの税務署への報告	34
【誤納額の還付の取扱い】	
1-7 支給額の過払を是正した場合の税額の是正	35
【不納付加算税・重加算税・延滞税の取扱い】	
1-8 不納付加算税の軽減	36
1-9 不納付加算税の不適用	36
1-10 重加算税の徴収	37
1-11 基本税額が少額な場合の延滞税の切捨計算	38
【源泉徴収票の提出の取扱い】	
1-12 磁気テープによる源泉徴収票の提出	39
1-13 情報交換に関する租税条約を締結している国	39
1-14 給与の源泉徴収票と給与支払報告書の提出不要限度額	40
【災害減免法の適用】	
1-15 災害減免と雑損控除	42
【復興特別所得税の取扱い】	
1-16 納付税額の端数処理	44
1-17 復興特別所得税の年末調整	44
1-18 退職所得に対する復興特別所得税	45
1-19 税引手取額からのグロスアップ計算	46
1-20 年末調整による超過税額	46
1-21 平成24年分未払給与の支給	47
1-22 給与の支給日を翌月としている場合の源泉徴収	47
1-23 還付請求	48

1-24 限度税率を適用した場合の納付書	48
1-25 法定調書の記載	49
【給与所得者の確定申告】	
1-26 還付を受けるための確定申告書の提出期限	50
1-27 中途退職者の税額の精算	50
1-28 海外で納付した所得税相当額の控除を受ける手続	51
1-29 国外財産調書の提出	52

第2章 給与所得の範囲等 54

1 給与所得の範囲	54
2 手当等の取扱い	55
3 ストックオプションの行使による経済的利益	58
(参考1) 個別通達	
○大学の教授等が支給を受ける研究費等に対する所得税の取扱について(昭33.8.20 直所2-59)	60
○生命保険会社が支部長等に支払う報酬等にかかる源泉所得税の取扱いについて(昭46.11.11 直所4-12)	61
(参考2) 事前照会に対する文書回答事例	
○厚生年金保険の標準報酬月額を会社が誤って低く届け出たことによって減額される老齢厚生年金相当額を会社から補償金として受領する社員等の課税関係について(平成23年10月5日 東京国税局審理課長回答)	63
○中途解任した役員に支払う会社法第339条第2項に基づく損害賠償金に対する源泉徴収の要否について(平成24年11月28日 名古屋国税局審理課長回答)	65
○従業員持株会を利用した信託型インセンティブプランに係る税務上の取扱いについて(平成24年4月17日 東京国税局審理課長回答)	67
○従業員等に付与していたストックオプション(取得条項付	

新株予約権)を有償取得する場合の課税関係について(平成25年2月22日 東京国税局審理課長回答)……………76	
(参考3) 判決・裁決事例	
○弁護士の顧問料収入は給与所得ではなく事業所得に当たるとされた事例(昭和56年4月24日 最高裁第2小法廷判決)……………81	
○勤続10年定年制により受給する退職金は退職所得には該当しないとされた事例(昭和58年12月6日 最高裁第3小法廷判決)……………83	
○ストックオプションの権利行使益は給与所得に当たるとされた事例(平成17年1月25日 最高裁第3小法廷判決)……………84	
○麻酔科医が各病院から受ける報酬は給与所得に当たるとされた事例(平成24年9月21日 東京地裁判決)……………85	
○非常勤講師報酬は給与所得に当たるとされた事例(昭和48年10月8日 裁決)……………87	
○非常勤医師報酬は給与所得に当たるとされた事例(昭和59年5月24日 裁決)……………87	
Q & A	
【委嘱料等の取扱い】	
2-1 医師等が支給を受ける休日診療等の委嘱料……………88	
2-2 派遣医が支給を受ける報酬……………88	
【発明報償金等の取扱い】	
2-3 発明、考案等に対する報償金……………90	
2-4 有益な提案をした者に対する表彰金……………91	
2-5 災害防止に功績のあった者に支給する表彰金……………91	
2-6 善行者及び皆勤者に支給する表彰金……………92	
2-7 退職後にストックオプションを行使した場合の利益……………93	
2-8 金銭の払込みに代えて債権をもって相殺するストックオプション……………93	
2-9 吸収合併により消滅会社のストックオプションに代えて存続会社から交付されるストックオプション……………94	

2-10 スtockオプション契約の内容を税制非適格から税制適格に変更した場合の取扱い……………95	
2-11 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査……………96	

第3章 非課税とされる給与…………… 98

1 通勤手当等……………98	
2 旅費……………100	
3 職務上必要な給付……………102	
4 宿日直料……………103	
5 夜間勤務者の食事代……………103	
6 交際費等……………104	
7 結婚祝金品等……………104	
8 葬祭料、香典、見舞金等……………104	
9 死亡した人の給与……………104	
10 労働基準法等の規定による各種補償金……………105	
11 学資金等……………105	
12 在外手当……………106	

(参考1) 個別通達

○着後滞在費に対する所得税の取扱いについて(昭29.6.12直所2-73)……………107	
○国内において勤務する外国人に対し休暇帰国のための旅費として支給する金品に対する所得税の取扱い(昭50.1.16直法6-1)……………108	
○国立病院等の医師等に支給される宿日直手当に対する所得税の取扱いについて(昭53.3.1直法6-8)……………108	
○深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する所得税の取扱い(昭59.7.26直法6-5)……………114	
○単身赴任者が職務上の旅行等を行った場合に支給される旅	

費の取扱い（昭 60.11.8 直法 6 - 7）	114
○所得税法施行令第20条の2に規定する「非課税とされる通勤手当」について（平元 3.10 直法 6 - 3）	115
○事業主が従業員等の研修に要する費用を負担した場合における課税上の取扱いについて（平元 3.10 直所 3 - 6、直法 6 - 5）	115
○船舶保証技師が支給を受ける航海日当に対する所得税の取扱いについて（昭 37.8.8 直審（源） 9）	119
○海上自衛隊所属船舶乗組員に支給される航海日当に対する所得税の取扱いについて（昭 38.12.17 直審（源） 77）	121
○乗船中の船員が支給を受ける「家族呼寄費」に対する課税上の取扱いについて（平 12.6.20 課審 3 - 12）	124
（参考 2） 事前照会に対する文書回答事例	
○ノー・マイカーデー制度を利用する従業員等に対し、通勤手当に加えて通勤用定期乗車券が別途支給される場合の非課税となる通勤手当の限度額の取扱いについて（平成 22 年 7 月 23 日 仙台国税局審理官回答）	128
○看護学生等に貸与した奨学金に係る債務免除益等の取扱いについて（平成 21 年 12 月 16 日 国税庁課税部長回答）	132
○医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益等の取扱いについて（平成 22 年 10 月 18 日 大阪国税局審理課長回答）	135
○県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について（平成 24 年 3 月 9 日 名古屋国税局審理課長回答）	142
○乗船中の船員が支給を受ける航海日当に対する所得税の取扱いについて（平成 25 年 6 月 17 日 国税庁課税部審理室長回答）	146
（参考 3） 判決・裁決事例	
○会社が従業員を短期大学に入学させてその費用を負担する	

ことは、従業員の給与所得を構成するとされた事例（昭和 44 年 12 月 25 日 東京地裁判決）	153
○従業員慰安旅行として行われた香港旅行費用の一部を会社が負担した場合、従業員の受ける経済的利益は課税対象とはされないとされた事例（昭和 63 年 3 月 31 日 大阪高裁判決）	153
○休暇帰国のための旅費は非課税とされた事例（昭和 49 年 3 月 12 日 裁決）	155
○給与のうち単身赴任費相当額又は通勤費相当額は非課税とはされないとされた事例（平成 11 年 9 月 27 日 裁決）	155

Q & A

【通勤手当等の取扱い】

3 - 1 新幹線で通勤した場合の取扱い	157
3 - 2 通勤用バス回数券	157
3 - 3 従業員の転居に伴う定期券の二重支給	158
3 - 4 近距離であるが自動車通勤せざるを得ない障害者に支給する通勤手当	158
3 - 5 非課税限度額を超えるマイカー通勤手当	159
3 - 6 定期乗車券と自転車通勤手当の支給	159

【旅費の取扱い】

3 - 7 旅行について通常必要であると認められる旅費の範囲	161
3 - 8 計画停電等により通勤交通機関が利用できない者に支給するタクシー代等	161
3 - 9 親会社の役員兼子会社の役員に支給する出勤のための費用	162
3 - 10 家族移転助成費	163
3 - 11 非常勤の役員等に支給する出勤のための費用	163
3 - 12 単身赴任者の帰宅旅費	165
3 - 13 外国人が休暇帰国（ホームリーブ）のために要する旅費負担	166

3-14	時間外勤務が深夜におよぶ場合のホテル代	167	6	制服等の支給	186
【宿日直料の取扱い】			7	寄宿舎の電気料等の使用者負担	186
3-15	1週間以内に代日休暇をとらなかった者に追加して 支給する宿日直料	169	8	金銭の無利息貸付け等	187
3-16	時間外勤務手当と同様に計算する宿直料	169	9	住宅取得資金の貸付け等の特例（旧法）	188
3-17	食事を併給している場合の宿直料	170	10	用役の提供等	191
3-18	土曜日の宿直につき増額された宿直料	170	11	レクリエーションの費用の負担	191
3-19	交通ストに伴い支給する宿日直料等	171	12	生命保険料・損害保険料等の負担	192
【交際費等の取扱い】			13	役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金等の負担	196
3-20	役付者に支給する交際費	172	14	ゴルフクラブの入会金等の負担	196
【結婚祝金品等の取扱い】			15	レジャークラブの入会金等の負担	197
3-21	労働協約に基づく慶弔金	173	16	ロータリークラブ及びライオンズクラブの入会金等の負担	198
【見舞金等の取扱い】			17	社交団体の入会金等の負担	198
3-22	被災従業員等に対する社宅の無償貸与	174	18	住宅等の貸与	199
3-23	被災状況に応じた災害見舞金の支給	174	(参考1) 個別通達		
【各種補償金の取扱い】			○永年勤続記念旅行券の支給に伴う課税上の取扱いについて (昭60.2.21 直法6-4)	205	
3-24	労働基準法の規定により支払う補償金	176	○所得税基本通達36-30（課税しない経済的利益……使用者 が負担するレクリエーションの費用）の運用について（昭 63.5.25 直法6-9、平元直法6-2・平5課法8-1改 正）	207	
【学資金等の取扱い】			○法人税の借地権課税における相当の地代の取扱いについて (平元.3.30 直法2-2、平3課法2-4改正)	208	
3-25	従業員に支給する奨学金	177	○消費税法の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて（平元. 1.30 直法6-1、平9課法8-1改正）	209	
3-26	職務上必要な勉学の費用に充てるものとして支給す る金銭	177	○法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱 いについて（平元.12.16 直審4-52）	211	
3-27	採用内定者に貸与又は支給する学資金	178	○法人が契約する個人年金保険に係る法人税の取扱いについ て（平2.5.30 直審4-19）	213	
第4章 現物給与とその評価			180	○会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて (平6.1.20 課法8-2)	215
1	現物給与に対する課税上の取扱いの概要	180			
2	永年勤続者記念品等の支給	182			
3	創業記念品等の支給	183			
4	商品、製品等の値引販売	184			
5	食事の支給	184			

○使用者が役員に貸与した住宅等に係る通常の賃貸料の額の 計算に当たっての取扱いについて（平 7.4.3 課法 8 - 1）…	219	4 - 5 値引販売の利益……………	229
（参考 2） 裁決事例		4 - 6 住宅の値引販売……………	229
○請求人の建物建築工事を請け負った建築工事会社から、請 求人の施設長（理事）の預金口座に振り込まれた金員は、 請求人が水増工事代金の返金として受領すべきであるところ、 施設長の寄付金の原資として調達された資金であると 認められるから、請求人の理事である施設長に対する経済 的利益の供与であるとされた事例（平成10年10月22日 裁 決）……………	221	4 - 7 自社製品を小売店で購入した社員に対する社内割引 相当額の支給……………	230
○親会社から付与されたファントム・ストック・アプリーシエ ーション・ライトに係る経済的利益は、給与所得に該当す るとした事例（平成 15 年 2 月 28 日 裁決）……………	222	4 - 8 系列会社の使用人に対する割引販売……………	231
○請求人の勤務する会社が属するグループを支配する外国法 人から、請求人に無償で同法人の株式を取得できる権利が 付与されたことに基づいて生じる経済的利益は、当該権利 が確定する諮問委員会の決定日が収入すべき日であるとし た事例（平成 18 年 8 月 23 日 裁決）……………	222	【食事に関する取扱い】	
○勤務先の株式報酬制度に基づいて支給された上場株式に係 る給与所得の収入すべき日は、当該報酬制度において付与 されたストック・ユニットが株式にコンバートされた日で あるとした事例（平成 24 年 2 月 10 日 裁決）……………	223	4 - 9 食事の評価……………	232
Q & A		4 - 10 食事を支給する場合の使用人の負担額……………	232
【永年勤続者記念品等の取扱い】		4 - 11 業者に委託して調理した食事の評価……………	233
4 - 1 永年勤続者表彰の記念品……………	225	4 - 12 食事の供与が非課税扱いを受けるための具体的な方法…	234
4 - 2 永年勤続記念旅行券の支給に伴う課税上の取扱い…………	226	4 - 13 契約食堂で通用する食券の交付……………	235
【創業記念品等の取扱い】		4 - 14 残業又は宿日直をした人に支給する食事……………	236
4 - 3 創業記念品等……………	227	4 - 15 夜間の勤務者に支給する夜食代……………	236
4 - 4 創業記念品等に対し課税する場合の評価……………	228	4 - 16 海上プラットフォームに勤務する従業員に支給する 食事……………	237
【値引販売等の取扱い】		【電気料等の使用者負担の取扱い】	
		4 - 17 寄宿舎等の電気、ガス、水道料の会社負担……………	239
		4 - 18 単身赴任者が家具をレンタルして受ける経済的利益…	239
		【金銭の無利息貸付け等の取扱い】	
		4 - 19 利息相当額の評価……………	241
		4 - 20 転勤に際し借家敷金を無利息で借りた場合の経済的 利益……………	241
		4 - 21 長期海外出張者に対する渡航準備費用の無利息貸付け…	242
		4 - 22 生活資金の無利息貸付け……………	242
		4 - 23 結婚、入学等のための資金の無利息貸付け……………	243
		【用役の提供等の取扱い】	
		4 - 24 理髪所、入浴場などの福利施設を利用した場合…………	244
		4 - 25 厚生施設の利用料金として支給する金銭……………	244
		4 - 26 福利厚生費に充てるカードの交付……………	245
		4 - 27 保護施設を利用する従業員に対し負担する食事代……	246

4-28	人間ドック検診料を会社が負担した場合	247	4-48	従業員が指定する住宅を借上社宅とした場合の取扱い	264
4-29	カフェテリアプランによる医療費等の補助	247	4-49	使用人が取得した土地に使用者が社宅を建設して土地所有者に賃貸する場合の取扱い	265
4-30	サークル活動のための費用を会社が負担した場合	248	4-50	「固定資産税課税標準額」の意義	266
【レクリエーション費用の負担等の取扱い】			4-51	他から借り入れている使用人社宅	267
4-31	慰安旅行等の費用の会社負担	250	4-52	固定資産税の課税標準額の引上げと使用人社宅の家賃との関係	267
4-32	部又は課単位で行う忘年会等の費用の負担	250	【役員社宅の取扱い】		
4-33	やむを得ない事情による慰安旅行の不参加者に支給した金銭	251	4-53	役員社宅について特別な取扱いを受ける法人の範囲	269
4-34	慰安旅行として行う海外旅行費用の会社負担	251	4-54	使用人兼務役員に貸与した社宅	269
4-35	クルージングによる海外慰安旅行	252	4-55	月の中途で入居した役員の社宅	270
4-36	カフェテリアプランによるポイントの付与	253	4-56	固定資産税の課税標準額の改訂があった場合の役員社宅	271
4-37	カフェテリアプランによる旅行費用等の補助	254	【借上社宅の取扱い】		
【使用者契約の生命保険・損害保険契約の取扱い】			4-57	敷地が借上げの場合の役員社宅	272
4-38	使用者が一定の年齢を超える者についての保険料を負担した場合の取扱い	256	【小規模社宅の取扱い】		
4-39	使用者が特定地域に勤務する従業員を対象に損害保険契約を締結した場合	256	4-58	マンション、アパート等の一室が小規模社宅に該当するかどうかの判定	273
4-40	会社が負担した長期の損害保険の保険料	257	4-59	2軒の役員社宅を貸与している場合の小規模社宅の判定	273
【使用人契約の保険契約等】			4-60	小規模借上役員社宅	274
4-41	健康保険料の事業主負担による経済的利益	258	4-61	転任した役員のホテル代の負担	274
【少額な保険料の負担の取扱い】			【業務に関する使用部分等がある社宅等の取扱い】		
4-42	会社が年払で負担した保険料の月割計算	259	4-62	会議用にも使用する役員社宅	275
【各種保険の保険料負担の取扱い】			4-63	単身赴任者が居住する役員社宅	276
4-43	役員賠償保険の保険料の会社負担	260	【豪華役員社宅の取扱い】		
4-44	年金払積立傷害保険の保険料の会社負担	260	4-64	豪華な役員社宅を貸与した場合の取扱い	277
4-45	介護費用保険の保険料を負担した場合の経済的利益	262	【無償返還の届出がある場合の社宅の取扱い】		
【使用人社宅の取扱い】			4-65	役員に対する敷地のみの貸与	278
4-46	子会社の役員を兼ねている使用人の社宅	263	【徴収家賃のプール計算の取扱い】		
4-47	会社が社員所有の住宅を借り上げ、社宅として社員に貸与した場合の取扱い	263			

4-66 役員社宅の徴収家賃のプール計算……………	279	6-12 特定支出控除についての使用者の証明……………	297
4-67 使用人社宅の徴収家賃のプール計算……………	279		
第5章 給与所得の収入すべき時期……………	280	第7章 給与所得の源泉徴収に際して控除される諸控除……………	300
1 給与所得の収入金額の収入すべき時期……………	280	1 諸控除の種類……………	300
2 経済的利益の額を収入金額に算入する時期……………	281	2 所得控除と源泉徴収税額の関係……………	302
Q & A		3 所得控除……………	302
【給与所得の収入すべき時期】		4 控除の対象になるかどうかの判定時期等……………	322
5-1 給与の改訂が遡った場合に支給する差額に対する税		5 税額控除……………	323
額の計算……………	282	(参考1) 事前照会に対する文書回答事例	
5-2 過去に遡及して残業手当を支払った場合の課税年分…	283	○成年被後見人の特別障害者控除の適用について(平成24年	
		8月31日 名古屋国税局審理課長回答)……………	336
第6章 給与所得の課税標準……………	284	(参考2) 判決事例	
1 給与所得控除……………	284	○内縁関係にある配偶者との間の未認知の子又はその配偶者	
2 給与所得者の特定支出控除の特例……………	285	の連れ子は、扶養控除の対象となる親族には該当しないと	
Q & A		された事例(平成3年10月17日 最高裁第1小法廷判決) …	339
【特定支出控除の特例の取扱い】		Q & A	
6-1 特定支出控除の対象となる通勤費の計算……………	287	【配偶者控除の取扱い】	
6-2 転任に伴う引越費用の範囲……………	288	7-1 内縁の妻……………	340
6-3 研修費の範囲……………	289	7-2 外国人についての控除対象配偶者の判定……………	340
6-4 研修費補填金がある場合の特定支出……………	289	7-3 配偶者と死別し再婚した場合……………	341
6-5 資格取得費の範囲……………	290	7-4 死亡した配偶者が他の人の扶養親族とされていた場	
6-6 法科大学院等に係る費用……………	291	合に再婚した配偶者の控除……………	341
6-7 単身赴任者の帰宅旅費の範囲……………	292	7-5 配偶者に内職所得がある場合の所得計算……………	341
6-8 勤務必要経費の範囲……………	293	7-6 控除対象配偶者等に該当するかどうかの所得の見積り…	342
6-9 給与所得と雑所得等に係る支出……………	295	7-7 青色事業専従者であった者が嫁いだ場合の配偶者控	
6-10 給与所得控除との選択替え……………	295	除等……………	343
6-11 特定支出控除を受けるための手続……………	295	7-8 配偶者等が非居住者であった間に支払を受けた国内	
		源泉所得と所得要件……………	343
		【配偶者特別控除の取扱い】	

7-9	配偶者特別控除の対象者となる配偶者の判定等	345	7-33	死亡者に係る社会保険料控除	361
【扶養控除の取扱い】			7-34	非居住者であった期間の社会保険料	362
7-10	親族とは	346	【生命保険料控除の取扱い】		
7-11	別居している家族	346	7-35	保険金受取人が満期と死亡の場合とで異なる場合の 取扱い	363
7-12	離婚後に養育費を送金している場合の扶養親族の判定	348	7-36	契約者以外の者が保険料を負担する場合の生命保険 料控除	363
7-13	戸籍に未記載の人	348	7-37	会社負担の生命保険料	364
7-14	配偶者の連れ子	349	7-38	生命保険料を前納した場合	365
7-15	籍の異なる実父	349	7-39	剰余金の分配があった場合の新生命保険料の額	365
7-16	籍の異なる実母	349	7-40	剰余金の分配があった場合の旧生命保険料の額(1)	366
7-17	継母	350	7-41	剰余金の分配があった場合の旧生命保険料の額(2)	367
7-18	中国残留孤児の養父母	350	7-42	保険料の割引がある場合の旧生命保険料の額	367
7-19	海外勤務期間内に死亡した控除対象扶養親族	351	7-43	いわゆる据置配当がある場合	368
7-20	非課税所得等がある場合の扶養親族の所得の計算	351	7-44	団体定期保険の保険料	368
7-21	公的年金がある場合の控除対象扶養親族の判定	352	7-45	中途解約をした場合の控除	369
【障害者控除の取扱い】			7-46	振替貸付けを受けた場合の控除	369
7-22	常に就床を要し、複雑な介護を要する者	353	【地震保険料控除の取扱い等】		
7-23	身体障害者手帳の交付を受けていない者	353	7-47	生命保険料、地震保険料の控除を受けるための手続	371
【寡婦（寡夫）控除の取扱い】			7-48	証明書をなくしたときの取扱い	371
7-24	内縁の夫と死別した者	355	7-49	団体特約により支払った保険料の証明書	372
7-25	夫の生死が明らかでない者	355	7-50	証明書の添付のない申告書を受け取ったときの対応	373
7-26	控除対象配偶者と寡婦（寡夫）控除	356	【住宅借入金等特別控除の取扱い】		
【勤労学生控除の取扱い】			7-51	確定申告の際の手続	374
7-27	通信教育生	357	7-52	共有部分の追加取得	377
7-28	私立大学の通信教育を受ける特修生	357	7-53	財産分与による住宅の取得	378
【社会保険料控除の取扱い】			7-54	家屋の取得対価等の額の範囲	378
7-29	未納の社会保険料	359	7-55	父の所有する家屋について行った増改築	379
7-30	社会保険料を前納した場合の取扱い	359	7-56	居住前に自己の所有する家屋について行った改修工事	380
7-31	国民健康保険の保険料を前納し、報奨金を受けた場 合の取扱い	360	7-57	マンションのリフォーム	381
7-32	会社が負担した社会保険料	361			

7-58	増改築等に行う設備取替え工事	381	8-1	同じ世帯に所得者が2人以上いる場合の申告	408
7-59	特定増改築等の範囲	383	8-2	所得者間の控除対象扶養親族の移替え	408
7-60	バリアフリー改修工事	385	8-3	所得者の死亡による扶養親族の移替え	409
7-61	借入金等の範囲	386	8-4	控除対象扶養親族等がない者の簡易な申告書様式	409
7-62	「割賦償還の方法」等の意義	389	8-5	扶養控除等の申告をしなかった場合の徴収税額	410
7-63	住宅の購入に当たり承継した債務	389	8-6	2以上の給与がある者についての扶養控除等	411
7-64	土地の先行取得に係る借入金	390	8-7	勤労学生控除を申告する時期	411
7-65	共有の家屋を連帯債務により取得した場合の借入金 の額の計算	391	8-8	控除対象扶養親族でない者を申告してきた場合の支 払者の処理	412
7-66	連帯債務により家屋を取得した場合の各年の年末残 高の額の計算	393	8-9	控除対象扶養親族又は障害者等でない者を控除して いた場合の支払者の責任	412
7-67	借入金の借換え等	394	8-10	控除対象扶養親族等に該当しない者を控除していた ことが税務署の調査で発見された場合の処理	413
7-68	住宅取得後に変更した住宅ローンの償還期間	395	【従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の取扱い】		
7-69	繰上返済をした場合の償還期間	395	8-11	従たる給与から主たる給与への控除対象扶養親族の移 替え	414
7-70	「引き続き居住の用に供している場合」の取扱い	396	第9章 給与所得に対する源泉徴収		
7-71	海外勤務となった後の住宅借入金等特別控除の適用	397	1	賞与以外の給与に対する源泉徴収	417
7-72	居住した年に転居し再び居住した場合の住宅借入金 等特別控除	398	2	賞与に対する源泉徴収	423
7-73	再び居住した場合の住宅借入金等特別控除の再適用	399	3	年末調整	424
7-74	住宅を再建した場合の住宅借入金等特別控除	400	4	給与の支払明細書の交付	435
7-75	年末調整による住宅借入金等特別控除の手続	401	(参考) 個別通達		
第8章 給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書		404	○とう氏等が受ける給与に対する源泉所得税の取扱いについて (昭35.5.2 直所2-41)		437
1	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」	404	○海外へ出漁する漁船々員に対する課税方法について(昭35. 6.28 直所2-57)		438
2	「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」	405	○日雇港湾労働者に支払う給与に対する所得税の取扱いにつ いて(昭41.1.19 直審(源)3)		440
3	その他の申告書	406			
4	申告書の電磁的方法による提供	406			
Q & A					
【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の取扱い】					

○営業倉庫の荷役作業に従事する日雇労働者に支払う賃金に 対する所得税の取扱いについて（昭41.1.19 直審（源）7）…	443	9-16 日々雇い入れられる者が同じ支払者から継続して給 与の支払を受けるかどうかの判定…	466
○建設労働者に支払う給与に対する源泉所得税の取扱いに関 する要望について（昭41.12.27 直審（源）54、直法5-33）…	446	9-17 隔日就労する臨時日雇に支払う給与…	466
○派遣医の給与所得に対する源泉徴収税額表の適用区分（昭 57.10.25 直法6-12）…	449	9-18 過年分の課税もれ分の税額の簡易計算…	467
Q & A		【賞与に対する源泉徴収の取扱い】	
【源泉徴収一般の取扱い】		9-19 賞与とその他の給与との区分…	468
9-1 給与の支払者が行わなければならない事項…	451	9-20 前月中に支払った給与がない場合の賞与に対する税 額の求め方…	468
9-2 源泉徴収簿の備付け…	452	9-21 未払となっている役員賞与等についての源泉徴収の 時期…	469
9-3 一部未払がある場合の源泉徴収の時期と税額…	453	9-22 賞与に対する税額計算の際の扶養親族等の数…	469
9-4 概算払の給与から徴収する税額の計算…	454	9-23 賞与から控除する社会保険料の範囲…	470
【賞与以外の給与に対する源泉徴収の取扱い】		9-24 従たる給与の支払者が支払う賞与に対する税額の求 め方…	471
9-5 月額表を適用できない給与の日割額を計算する場合 の日数…	456	9-25 前月中の賞与以外の給与が未払のとき…	472
9-6 中途就（退）職者に日割計算で支払う給与に対する 税額の計算…	456	9-26 前月中にベースアップの差額を支給していた場合の 前月の通常の給与の額…	472
9-7 障害者控除等がある場合の「扶養親族等の数」の数 え方…	457	9-27 前月中の通常の給与が半期分の役員報酬であるとき…	473
9-8 年の中途中で退職した者に係る給与所得者の扶養控除 等申告書の効力…	458	9-28 手取賞与に対する税額の計算方法…	473
9-9 県が市町村職員を調査委員に委嘱した場合に支給す る委員手当についての源泉徴収…	459	9-29 賞与の税額計算における障害者等の控除…	474
9-10 兼務先が支払う時間外手当についての税額の計算…	459	9-30 賞与の支払者と前月中の給与の支払者とが異なる場合…	475
9-11 給与を税引で定めた場合の税額計算…	460	9-31 会社整理の手段として未払賞与金を社内留保とした 場合の源泉徴収…	475
9-12 電子計算機による税額の計算方法の簡素化…	462	【年末調整対象者の取扱い】	
9-13 パートタイマーに支払う給与から徴収する税額の計算…	463	9-32 年末調整後に給与の支給金額が2,000万円を超えた場 合の取扱い…	477
9-14 日額表丙欄の適用の是非…	464	9-33 年の中途中で死亡した者に対する年末調整…	477
9-15 丙欄を適用する給与に対する日割額による税額計算 の可否…	465	9-34 国内に住所がなくなった者についての年末調整の要否…	478
		9-35 中途退職者で退職後他から給与を受けない者に対す る年末調整…	478

9-36 前の支払者の支払った給与と徴収税額がわからない ときの年末調整	479
9-37 年途中で海外から帰国した人の年末調整	479
9-38 年途中で非居住者期間を有する人の年末調整	480
【年末調整の時期の取扱い】	
9-39 その年最後の給与に対する税額計算の省略	481
【本年中の収入とされる給与の年末調整の取扱い】	
9-40 丙欄を適用した給与に係る年末調整	482
9-41 他の主たる給与の支払者が支払った乙欄給与、丙欄 給与	482
9-42 従たる給与の支払者として支払った給与がある場合 の年末調整	483
9-43 未払の給与に係る年末調整	484
【年末調整の手順の取扱い】	
9-44 年末調整後に増加した扶養親族の控除	485
9-45 年末調整後に払い込んだ生命保険料等の控除	485
【年税額の計算の取扱い】	
9-46 年税額の求め方	487
9-47 電子計算機による年税額の求め方	487
9-48 年末調整終了後に給与を追給する場合の取扱い	491
【年末調整の際の過不足額の取扱い】	
9-49 年末調整による過納額の処理	494
9-50 支払者が納期の特例の適用者である場合の過納額の 還付	495
9-51 過納額の還付に2か月以上の長期間を要する場合の 取扱い	495
9-52 過納額の還付を終わらないうちに給与の支払者が廃 業する場合の取扱い	496
9-53 不足額の徴収繰延べ	497
9-54 被相続人に係る年末調整の不足税額	497

9-55 誤って不足額を過大に計算して徴収納付した場合の 処理	498
------------------------------------	-----

第10章 非居住者に支払う給与に対する源泉徴収 …… 500

1 非居住者の意義	500
2 国内源泉所得とされる給与等の範囲	501
3 外国政府等に勤務する職員の給与の非課税	502
4 課税の方法	503
5 租税条約による源泉徴収の特例	503
6 源泉徴収をした所得税の納付	506
7 租税条約に基づく軽減又は免除を受けるための手続	506

(参考1) 個別通達

○ 非居住者である非常勤役員の退職金に係る所得税の取扱 いについて(昭53.7.28 直法6-11)	508
---	-----

(参考2) 事前照会に対する文書回答事例

○ 国内勤務期間のない中国及び台湾子会社の従業員(非居住 者)が税制適格ストックオプションの行使により取得した 株式を譲渡した場合の課税関係について(平成25年2月22 日 東京国税局審理課長回答)	510
--	-----

(参考3) 判決事例

○ 遠洋まぐろ漁船乗組員は非居住者には該当しないとされた 事例(平成21年1月27日 東京地裁判決)	515
---	-----

Q & A

【住所の判定等の取扱い】

10-1 住所の判定	517
10-2 入国した外国人の住所の判定	518
10-3 外国駐在員の駐在期間が延長され在外期間が1年以 上となる場合の住所の判定	519
10-4 外国法人に派遣された船員の住所	520

10-5	日本国内に1年以上居住する米国軍人の家族	521
【国内源泉所得とされる給与等の取扱い】		
10-6	外国人の事業研修生に支給する滞在費	522
10-7	外国に居住する非常勤の外国人役員に支払う報酬	523
10-8	役員で海外支店長を兼ねる人に支払う給与	524
10-9	国外において常時使用人として勤務する役員に支払われる利益処分等の賞与	524
10-10	現地雇用した外国人漁船員に支払う給与	525
10-11	チャーターボーナス	526
10-12	出国後にベースアップの差額を遡及して支払う場合の国内源泉所得	528
10-13	出国後に期末手当を支給する場合の国内源泉所得の計算	529
10-14	有給休暇を利用して永住帰国した外国人社員に支払う有給休暇期間中の給与	529
10-15	給与の計算期間の途中で非居住者となった者に対する給与	530
10-16	給与の支給期間の途中で非居住者が居住者となった場合の給与	531
10-17	帰国直後に支払を受ける賞与	532
【非居住者に対する課税方法の取扱い】		
10-18	非居住者に支払う賞与の税額の手取計算	533
【租税条約の取扱い】		
10-19	日米租税条約における短期滞在者免税の滞在日数要件	535
10-20	米国に出張させた社員に対する米国の課税	535
10-21	日本語学校等に通う外国人就学生のアルバイト給与	536
10-22	交換教授免税の要件	538
10-23	交換教授免税の滞在期間	539
10-24	米国居住者である非常勤役員に支払う役員報酬	540
10-25	日英租税条約第15条に規定する「役員報酬」の範囲	541

【源泉所得税の納付の取扱い】

10-26	外国払の給与	543
-------	--------	-----

第11章 退職所得の範囲等

1	退職所得の範囲	546
2	退職の際に支払われる給与で退職手当とされないもの	548
3	引き続き勤務する人に支払われる給与で退職手当とされるもの	549
4	使用人から執行役員への就任に伴い退職手当等として支給される一時金	550
5	受給者が掛金を拠出することにより退職に際して使用者から支払われる一時金	551
6	過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金に代えて支払われる一時金	551
7	解雇予告手当	552
8	未払賃金立替払制度に基づき国が弁済する未払賃金	552
(参考1) 個別通達		
	○生命保険会社が外交員に支給する退職手当等に対する所得税の取扱いについて(昭和33年2月14日 直所2-18)	553
	○公営競走事業等の施行者に雇用される臨時従業員の賃金等に対する所得税の取扱いについて(昭和50年1月8日 直法5-1)	554
(参考2) 事前照会に対する文書回答事例		
	○権利行使期間が退職から10日間に限定されている新株予約権の権利行使益に係る所得区分について(平成16年11月2日 東京国税局審理課長回答)	557
	○厚生年金基金制度から確定給付企業年金制度への移行に伴いプラスアルファ部分相当額を会社が一時金として支給した場合の取扱いについて(平成17年3月29日 東京国税	

局審理課長回答) ……………	560
○適格退職年金（閉鎖年金型）の廃止により支払われる一時金の課税上の取扱いについて（平成17年12月14日 東京国税局審理課長回答） ……………	563
（参考3）判決・裁決事例	
○5年定年制に基づき支給された退職金は退職所得には当たらないとされた事例（昭和58年9月9日 最高裁第2小法廷判決） ……………	568
○10年定年制に基づき支給された退職金は退職所得には当たらないとされた事例（昭和58年12月6日 最高裁第3小法廷判決） ……………	570
○筆頭株主である代表取締役が監査役に分掌変更したことにより支払を受ける退職金は、退職所得に当たるとされた事例（平成20年6月27日 東京地裁判決） ……………	571
○勤務先から、専務取締役であった勤続期間に係る役員退職慰労金として支給された一時金について、請求人が所得税基本通達30-2の(3)に定めるその職務の内容又はその地位が激変した者に該当するとして、退職所得に該当するとした事例（平成15年6月25日 裁決） ……………	573
○年金受給者が、厚生年金の給付水準の引下げに際し、将来の年金の総額に代えて受給した一時金は、勤務先を退職した年分の退職所得に当たるとした事例（平成18年7月12日 裁決） ……………	573
○使用人兼務役員として勤務する会社の適格退職年金制度の廃止に伴い、年金信託契約の受託者から受領した一時金は、所得税法第31条に規定する退職手当等とみなす一時金ではなく一時所得に該当するとした事例（平成20年3月11日 裁決） ……………	574
○雇用関係のない従事員会から、退会せん別金の給付に関する事業を廃止することに伴い支給を受けた金員は、退職所	

得とは認められず、一時所得に該当するとした事例（平成22年3月24日 裁決） ……………	575
○請求人が在職中に勤務先の親会社から同社のリストラクテッド・シェア（譲渡等制限付株式）を付与されたことによる所得は、退職所得ではなく、給与所得に当たるとした事例（平成23年2月1日 裁決） ……………	576
○契約期間を満了して退職する期間契約社員に対し慰労金名目で支給された金員は、退職により一時に受ける給与というための要件を満たしているから、退職所得に該当するとした事例（平成23年5月31日 裁決） ……………	577

Q & A

【退職所得の範囲等】

11-1 退職時に行う残存年次休暇の買上げ ……………	579
11-2 外国人である使用人の解雇に伴い支払った和解金 ……	579
11-3 退職者に支払った紛争解決金の所得区分 ……………	580
11-4 季節労働者の離職慰労金 ……………	581
11-5 福利厚生等を目的とした従業員団体から退職者が支払を受ける一時金 ……………	581
11-6 退職付加金の所得区分 ……………	582
11-7 清算人の退職金 ……………	583
11-8 生命保険外交員の退職金 ……………	583
11-9 退職金として生命保険契約に関する権利を与える場合の評価 ……………	584
11-10 役員退職金制度の廃止に伴い付与される新株予約権 …	585
11-11 厚生年金基金の解散により加入者が支払を受ける残余財産の分配金（原則的取扱い） ……………	586
11-12 母体企業の倒産により解散した厚生年金基金から支払われる残余財産の分配金 ……………	586
11-13 特定退職金共済団体の内容 ……………	587
11-14 特定退職金共済団体が行う事業が「退職金共済事業」	

を主たる目的とするか否かの判定基準……………	590
11-15 適格退職年金制度の廃止により年金受給者に支払われる分配一時金……………	590
11-16 年金に代えて支給する一時金の所得区分……………	591
11-17 退職賞与……………	592
11-18 定年退職に当たり実施する慰安旅行の費用……………	593
11-19 延長前の旧定年時に支給する退職金……………	593
11-20 定年後再雇用する者に支給する退職金……………	594
11-21 定年退職後理事として再雇用する者に支払う退職金…	595
11-22 定年延長に伴い旧定年時及び新定年前の退職者に支給する金員の所得区分……………	595
11-23 定年経過後に支給する退職金……………	596
11-24 退職給与規程の廃止に伴い打切り支給する退職金…	597
11-25 財務状態の悪化による退職金制度の廃止に伴う退職金の打切り支給……………	599
11-26 役員に対する退職金の打切り支給……………	600
11-27 使用人兼務役員から専任役員となった者に支払う退職金（打切り支給）……………	600
11-28 役員の分掌変更等の場合に支給する退職金……………	601
11-29 既に役員となっている者に支払う使用人期間の退職金…	602
11-30 役員昇格により打切り支給する退職金が支給漏れであった場合の取扱い……………	603
11-31 転籍者が退職するに当たり転籍前の法人が支給する追加退職金……………	604
11-32 子会社に転籍した者に対して追加払する退職金……………	604
11-33 確定拠出年金制度への移行による退職金の打切り支給…	605
11-34 個人型の確定拠出年金制度の加入による退職金の打切り支給……………	606
11-35 確定拠出年金制度への移行に係る資産移換又は一時金受領の選択が従業員に認められている場合の取扱い…	607

11-36 確定拠出年金制度への移行に当たり規約で同制度の加入者とされない従業員に打切り支給する退職金……………	608
11-37 中小企業退職金共済制度への移行に係る払込金額の上限超過額の打切り支給……………	609
11-38 海上部門の廃止により船員に該当しないこととなる従業員に支払う金員の所得区分……………	610

第12章 退職所得の収入すべき時期 …………… 612

Q & A

【退職所得の収入すべき時期】

12-1 労働組合の役員に対する退職金の収入すべき時期……………	615
12-2 死亡退職金に対する源泉徴収の要否……………	615
12-3 退職の日後に死亡した従業員の退職金に対する源泉徴収の要否……………	616
12-4 死亡後に支給の確定した退職金の改訂差額……………	617

第13章 退職所得の課税標準 …………… 618

1 退職所得の金額……………	618
2 特定役員退職手当等……………	619

第14章 退職所得控除額の計算 …………… 620

1 通常の場合の退職所得控除額の計算……………	620
2 特殊な場合の退職所得控除額の計算……………	621

Q & A

【障害退職の判定】

14-1 障害者となった後通常の勤務に服して退職する場合の退職所得控除額……………	624
---	-----

14-2 障害者となった後ほとんど勤務しなかった場合の退職所得控除額	624	15-4 勤続期間の一部を退職金の計算の基礎としている場合の勤続年数	639
【特殊な場合の退職所得の計算】		15-5 社員から役員になった者の勤続年数	639
14-3 退職金の支払者から既に退職金の支払を受けている場合の退職所得控除額	626	15-6 病気休職中の期間と勤続年数	640
14-4 親会社から既に退職金の支払を受けている場合の退職所得控除額	627	15-7 他社に派遣されていた休職中の期間と勤続年数	640
14-5 他社に勤務している期間とみなし退職所得に係る加入期間が重複している場合の退職所得控除額	628	15-8 日雇労働者であった期間と勤続年数	641
14-6 使用人から役員に昇格した者の退職所得控除額	629	15-9 過去勤務期間通算制度と勤続年数	641
14-7 前年以前4年以内に他の退職手当を受けている場合の退職所得控除額	630	15-10 労働組合事務専従者であった期間と勤続年数	642
14-8 前年以前4年以内に受けた退職金に控除不足がある場合の退職所得控除額	631	15-11 帰休により勤務を要しなかった期間がある者の勤続年数	642
14-9 前に支払を受けた退職金が少額である場合の退職所得控除額	632	15-12 被合併法人に勤務していた者の勤続年数	643
14-10 他に勤務した期間等が退職金の支払額の計算の基礎とされているかどうかの判定	633	15-13 個人事業を法人組織にした場合の勤続年数	643
第15章 退職所得の勤続年数の計算	634	15-14 事業の譲受けがあった場合の勤続年数	644
1 通常の場合の勤続年数の計算	634	15-15 他の勤務期間を一定率により換算している場合の勤続年数	645
2 特殊な場合の勤続年数の計算	635	【特殊な場合の勤続年数の計算】	
Q & A		15-16 親子会社間の勤続期間を通算して退職金を支払う場合の勤続年数	646
【通常の場合の勤続年数の計算】		15-17 親子会社の双方が同時に退職金を支払う場合の勤続年数	646
15-1 役員退職金制度の廃止に伴う退職金を退任時に支給する場合の取扱い	637	15-18 他に勤務した期間の一部を退職金の計算の基礎に含めている場合の勤続年数	647
15-2 勤続期間の計算の始期及び終期	638	15-19 他から支払を受けた退職金を会社が受け入れている場合の勤続年数	647
15-3 海外勤務について勤続期間を加算して退職金を支払う場合の勤続年数	639	15-20 既に支払を受けた退職金を返還していた場合の勤続年数	648
		15-21 既に支払った退職金が勤続期間の一部に対応するものであった場合の勤続年数	648
		15-22 同一年中に2か所以上から退職金を受ける場合の勤続年数	649

15-23	日数を月数に、月数を年数に換算する方法……………	650	(一時勤務しなかった期間がある場合) ……………	664	
15-24	みなし退職所得がある場合の勤続年数……………	651	【特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準】		
15-25	みなし退職所得についての勤続年数……………	651	16-8 同一法人から使用人としての退職金と特定役員退職		
15-26	みなし退職所得の勤続年数の計算……………	652	手当等とが支給される場合の退職所得の計算(重複勤		
15-27	過去勤務債務に係る期間がある場合の勤続年数……………	653	続期間がない場合) ……………	666	
15-28	任意継続組合員であった期間がある場合の勤続年数…	653	【特定役員退職所得控除額の計算】		
15-29	脱退一時金の移換を受けた確定給付企業年金が支払		16-9 特定役員退職手当等に係る退職所得控除額の計算方法…	668	
	う退職一時金等に係る退職所得の勤続年数……………	653	16-10 同一法人から使用人としての退職金と特定役員退職		
			手当等とが支給される場合の退職所得の計算(重複勤		
			続期間がある場合) ……………	669	
			16-11 同一年中に2社から特定役員退職手当等と一般退職		
			手当等の支給を受けた場合の退職所得等の計算……………	670	
			16-12 同一年中に2社から役員退職金の支給を受けた場合		
			の源泉徴収税額の計算……………	672	
			16-13 特定役員退職手当等の支給を受けた年の前4年内に		
			他社から退職金の支給を受けている場合の退職所得金		
			額の計算……………	674	
第16章	特定役員退職手当等に係る退職所得 ……………	656	第17章	退職所得に対する源泉徴収 ……………	678
1	特定役員退職手当等の範囲……………	656	1	「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった場合の	
2	特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準……………	657	源泉徴収……………	678	
3	特定役員退職所得控除額の計算……………	658	2	「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった場合	
Q & A			の源泉徴収……………	679	
【特定役員退職手当等の範囲】			3	「退職所得の受給に関する申告書」の保存……………	680
16-1	勤続年数が短い(5年以下の)役員に対する退職所		Q & A		
	得金額の計算の特例……………	660	【退職所得に対する源泉徴収】		
16-2	特定役員退職手当等とされる退職金の範囲……………	661	17-1	退職所得の税額の求め方……………	682
16-3	役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの判定		17-2	平成25年1月1日以後支給される退職金に対する源	
	の原則……………	662		泉徴収税額の求め方(源泉徴収する所得税及び復興特	
16-4	役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの判定				
	(使用人兼務役員期間)……………	662			
16-5	役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの判定				
	(常勤役員から非常勤役員になった際に退職金の打切				
	り支給があった場合) ……………	663			
16-6	役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの判定				
	(使用人兼務役員から専任役員になった際に退職金の				
	打切り支給があった場合) ……………	664			
16-7	役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの判定				

別所得税の額)	683	金の改訂差額の支給を受けた場合の課税.....	700
17-3 退職金を分割支給する場合の税額計算.....	685	18-4 非居住者がみなし退職所得を受ける場合の租税条約	
17-4 退職給与規程の改訂により差額を追給する場合の税		額の適用.....	701
額計算.....	686		
17-5 同時に数社の退職金を受ける場合の税額計算.....	686		
17-6 同一年中に2か所以上から退職金を受ける場合の税			
額計算.....	687		
17-7 一の退職により2以上の退職金の支払がある場合の			
課税年分.....	688		
17-8 年金の一時払を退職所得とする場合の税額計算.....	688		
17-9 2回目以後の退職金の税額が赤字となるとき源泉徴収.....	689		
17-10 派遣役員等の退職金に対する源泉徴収.....	689		
17-11 退職金の一部を手形で支払った場合の源泉徴収.....	690		
17-12 退職金を供託した場合の源泉徴収とその時期.....	691		
17-13 復職に際し退職金を返還した場合の税金の還付.....	691		
17-14 退職所得の課税年分.....	692		
17-15 破産管財人が破産法人の元従業員に対して配当する			
退職金.....	693		
17-16 個人住民税の特別徴収税額(分離課税の所得割額)の			
計算.....	694		
第18章 非居住者に支払う退職金に対する源泉徴収	696		
1 国内源泉所得の範囲.....	696		
2 退職所得についての選択課税.....	697		
Q & A			
【国内源泉所得の範囲】			
18-1 非居住者である非常勤役員の退職金.....	698		
18-2 海外勤務者の退職所得の課税年分.....	700		
18-3 非居住者であった期間に退職した者が帰国後に退職			

凡 例

1 解説及びQ & A回答の末尾等に付した参照事項においては、次の略称を使用しています。

法	所得税法
令	所得税法施行令
規	所得税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
通則法	国税通則法
通則法令	国税通則法施行令
通則法規	国税通則法施行規則
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
災免法令	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に関する政令
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
復興財確法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
基通	所得税基本通達
法基通	法人税基本通達
措通	租税特別措置法関係通達（所得税法編）
平7課法8-1	国税庁長官通達年度、通達番号等

2 本書の回答は、平成25年9月1日現在の法令、通達によっております。

第1章 総論

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対応する税額を計算し、これを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③その所得の支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。

また、復興特別所得税（後述「9」参照）においても、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度により徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みになっています。

このうち、給与所得の源泉徴収に関して必要な専門用語や手続について、最初に説明しておきます。

問1-1 (p.31)

問1-3 (p.32)

参考1 (p.25)

参考2 (p.28)

1 源泉徴収義務者

源泉徴収義務者とは、所得税や復興特別所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、すべて源泉徴収義務者とされています（法6）。

ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与の支払をする個人が支払う給与や退職手当、弁護士報酬などの報酬・料金等については、所得税の源泉徴収を要しないこととされています（法184、200、204②）。

2 給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の納税地

(1) 納税地

源泉所得税は、その納税地の所轄税務署に納付することになります。この場合の納税地は、次の(2)に対するものを除き、給与所得の支払事務を取り扱う事務所や事業所等のその支払の日における所在地とされています（法17）。

したがって、例えば、本店の使用人等に対する給与の支払事務はその本店で取り扱い、支店の使用人等に対する給与の支払事務はその支店で取り扱っているような場合には、その支払事務を取り扱っている本店や支店の所在地が、それぞれその支払う給与に対する源泉所得税の納税地であり、その納税地の所轄税務署に源泉所得税を納付することになります。

なお、その支払事務を取り扱う事務所や事業所等の移転があった場合には、移転前の支払に対する源

泉所得税の納税地は、移転の届出書に記載すべき移転後の事務所等の所在地とされています（法17、令55①）。

また、源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地は、源泉所得税の納税地とされていますので、源泉徴収した復興特別所得税はその納税地の所轄税務署に源泉所得税と併せて納付することになります（復興財確法11②）。

(2) 納税地の特例

次に掲げる所得に対する源泉所得税の納税地は、それぞれ次に掲げる所在地とされています（令55）。

- ① 国外において支払われる国内源泉所得とされる給与等……給与等の支払者の国内にある事務所等の所在地
- ② 役員に対する賞与でその支払確定後1年を経過した日までに支払がないため、同日において支払があったとみなされるもの……同日においてその支払をするものとしたならば、その支払事務を取り扱うと認められるその支払者の事務所等の所在地

(3) 納税地に関する届出

① 「給与支払事務所等の開設届出書」の提出

給与の支払者は、次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することとされています（法230、規99）。

イ 新たに給与の支払事務を取り扱う事務所等を設けたこと（例えば、法人の設立、支店や営業所の開設等）。

ロ 支店、営業所等で新たに給与の支払事務を取り扱うこととなったこと。

注) 個人が新たに事業を始めたり、事業を行うための事務所などを設けたりした場合には、別に「個人事業の開業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（法229）、「給与支払事務所等の開設届出書」を提出する必要はありません（法230）。

② 「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」の提出

給与の支払者は、次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することとされています（法230、規99）。

- イ 解散や廃業、休業、従業員全員の退職等により給与の支払がなくなったこと。
- ロ 支店や営業所等では給与の支払事務を取り扱わなくなったこと。
- ハ 給与の支払事務を取り扱う事務所等を移転したこと。

注) 給与の支払事務を取り扱う事務所等を移転した場合には、移転前及び移転後のそれぞれの納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出することになっています（規99）。また、個人が事業を行う事務所等を移転したり廃止した場合には、「個人事業の廃業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（法229）、「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」を提出する必要はありません（法230）。

3 源泉徴収をする時期

問1-4 (p.33)

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をする時期は、現実に源泉徴収の対象となる所得を支払う時です。

したがって、これらの所得を支払うことが確定していても、現実に支払われなければ源泉徴収をする必要はありません。

(注) 源泉徴収を行う際の「支払」とは、現実に金銭を交付する行為のほか、元本に繰り入れ、又は預金口座に振り替えるなどその支払の債務が消滅する一切の行為とされています(基通181～223共-1)。

ただし、法人の役員に対する賞与について支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払がない場合には、その1年を経過した日に源泉徴収することとされています(法183②)。

4 源泉徴収をした所得税等の納付

(1) 納付期限

問1-5 (p.34)

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税(「所得税等」といいます。)は、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに納付しなければならないこととされています(法181ほか)。

ただし、非居住者に対し国外において国内源泉所得を支払った場合に源泉徴収をした所得税等の納付期限は、その支払った月の翌月末日とされます(法212②)。

なお、この納付期限の日が日曜、祝日などの休日や、土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります(通則法10②、通則令2②)。この納付期限までに納付がない場合には、源泉徴収

義務者は延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないこととなります(通則法60、67、68)。

(2) 納期の特例

給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、その納付手続を簡単にするために、給与や退職手当、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税等を次のように年2回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています(法216)。

源泉所得税等の区分	納付期限
1月から6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税等の額	7月10日
7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税等の額	翌年1月20日

この納期の特例の適用を受けるためには、所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることが必要です(法217)。この承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その申請をした月の翌月末日において承認があったものとされ、その申請をした月の翌月に支払った所得(翌々月の納付分)からこの特例が適用されます(法216、217⑤)。

なお、この納期の特例の適用を受けるための申請書は、いつでも提出することができます。

(注)1 納期の特例の対象は、次に掲げるものに限られます(法216)。

(1) 給与及び退職手当(非居住者に支払ったこれらのものを含まず。)について源泉徴収をした

所得税等

- (2) 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士等に支払った所得税法第204条第1項第2号に掲げる報酬・料金について源泉徴収をした所得税等

- 2 申請書の用紙は、税務署に用意してあるほか、国税庁ホームページにも掲載されています。

(3) 納付の手続

源泉徴収をした給与所得に対する所得税等は、「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書(納付書)」(略号^㉞)を添えて最寄りの金融機関や所轄の税務署の窓口で納付します(法220、規80、通則法34^①、復興財確法28^⑤)。

また、e-Taxを利用して納付することもできます。

5 誤納額の還付

源泉徴収義務者が源泉所得税等として正当税額を超えて納付した場合には、正当税額と納付税額との差額は、その納付の日に生じた過誤納金として、納税地の所轄税務署長から源泉徴収義務者に還付されることになっています。

この場合、源泉徴収義務者がその過誤納金の還付を受けるには「源泉所得税の誤納額還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出する建前となっていますが、その過誤納金が給与所得から徴収する所得税について生じたものであるときは、還付請求書を提出して還付を受けることに代え、「源泉所得税の誤納額充当届出書」を提出して、その事務所等で以後納付することに

問1-8 (p.36)

問1-9 (p.36)

問1-10 (p.37)

問1-11 (p.38)

なる給与に対する税額のうちから控除する方法により還付する便法が認められています(基通181～223共-6)。

6 不納付加算税、延滞税

源泉徴収義務者が、源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかった場合には、本税のほかに次の不納付加算税等及び延滞税が賦課されます。

(1) 不納付加算税(通法67)

納付税額×10%(又は5%)

=不納付加算税の額(5,000円未満不徴収)

法定納期限後に自主的に納付した場合において、調査があったことにより納税告知があるべきことを予知してされたものでないときは、5%に軽減されます。

(2) 重加算税(通法68^③)

納付税額×35%

=重加算税の額(5,000円未満不徴収)

納税者が、事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったときは、不納付加算税に代え、本税の35%相当額の重加算税が賦課されます。

(3) 延滞税(通法60)

未納税額(本税の額)×期間(日数)×年利4.3%(2か月経過後14.6%)

=延滞税の額(1,000円未満不徴収)

(注1) 本税の額に10,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が10,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てます。

- 2 「期間」は、法定納期内の翌日から納付する日までの日数です。
- 3 法定納期限から2か月以内の延滞税は、本来は年利7.3%ですが、平成12年以後は「年7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」とのいずれか低い割合とされ、平成22年1月1日から平成25年12月31日までの期間は「年4.3%」とされます（旧通法94）。
- 4 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税は、次のとおりです（措法94、平25改正法附則90）。
 - ① 2か月以内……特例基準割合に年1%を加算した割合（加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）
 - ② 2か月経過後……特例基準割合に年1%を加算した割合

※ 「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除したものを基に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

7 源泉徴収票の提出

(1) 給与所得の源泉徴収票

① 給与所得の源泉徴収票の提出

居住者に対して給与の支払をする者は、年末調整終了後に各受給者について、その年の1月から12月までの間に支払の確定した給与の金額や源泉徴収税額などを記載した「給与所得の源泉徴収

問1-12 (p.39)

問1-13 (p.39)

票」を2部作成し、そのうち1部を合計票に添付して翌年1月31日まで（年の途中で退職した受給者については、退職後1か月以内）に税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません（法226①、規93①）。

なお、年の途中で退職した受給者の源泉徴収票については、その他の受給者分と併せて退職の年の翌年1月31日までに税務署長に提出することとして差し支えありません。

(注) 源泉徴収票及び支払調書は、書面による提出のほかe-Taxによる提出や光ディスク等による提出もできます。

なお、平成26年1月1日以後、源泉徴収票や支払調書を提出する場合において、その種類ごとに、その年の前々年に提出すべきであった源泉徴収票や支払調書の枚数が1,000枚以上であるものについては、e-Tax又は光ディスク等により提出しなければなりません（法228の4①）。

② 提出不要限度額

その支払う給与が、次のいずれかに該当する給与である場合には、①にかかわらず、その給与についての源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません（規93②）。

イ 法人の役員（相談役、顧問その他これらに類する人を含みます。）に支払う給与で、年末調整をしたその年分の給与の金額が150万円以下のもの

ロ 弁護士、公認会計士、税理士、弁理士など（所得税法第204条第1項第2号に規定する人）に支払う給与で、年末調整をしたその年分の給与

問1-14 (p.40)

の金額が250万円以下のもの

ハ イ及びロ以外の給与で年末調整をしたその年分の給与の金額が500万円以下のもの

ニ 「給与所得者の扶養控除申告書」を提出した人に支払う給与で、年末調整をしなかったその年分の給与の金額が250万円以下のもの（役員の場合には、50万円以下のもの）

ホ 「給与所得者の扶養控除申告書」を提出しない人に支払う給与で、その年分の給与の金額が50万円以下のもの

③ 非居住者の給与所得等の支払調書

非居住者に給与や報酬などを支払う者は、その支払を受ける者ごとにその支払金額や源泉徴収税額などを記載した「支払調書」を作成し、翌年1月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければなりません（法225①、規89）。

ただし、その年中の支払金額が50万円以下である場合には、提出する必要はありません（規89④）。

(2) 退職所得の源泉徴収票

居住者に対して退職手当等の支払をする者は、各受給者について支払の確定した退職手当等の金額や源泉徴収税額などを記載した「退職所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに退職後1か月以内に税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません（法226②、規94①）。この場合、その年中の源泉徴収票を取りまとめ、翌年1月31日までに提出することとしても差し支えありません。

ただし、法人の役員（相談役、顧問その他これら

に類する人を含みます。）以外の人に支払う退職所得については、上記にかかわらず、源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません（規94②）。

8 災害被災者に対する救済

(1) 給与所得者が被害を受けた場合

① 災免法の適用

給与等の支払を受ける人が震災、風水害、落雷、火災等の災害により大きな被害を受けたときは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（「災免法」といいます。）によって、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

イ 災害による住宅又は家財の損害額がその住宅又は家財の価額の50%以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下である場合

この場合の取扱いは次のとおりです（災免法3②③、災免令3の2）。

なお、「所得税額」には、復興特別所得税の額を含みます（復興財確法33①）。

問1-15 (p.42)

その年分の合計所得金額の見積額等	徴収猶予される金額	還付される金額
500万円以下	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与につき源泉徴収をされる所得税額	その年1月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与につき源泉徴収をされた所得税額
500万円を超え750万円以下の	(1) 6月30日以前に災害を受けた場合	なし
	合	災害のあった日から6か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与につ

場 合		き源泉徴収をされる 所得税額	
	(2) 7月1日 以後に災害 を受けた場 合	災害のあった日か らその年の12月 31日までの間に支 払を受ける給与に つき源泉徴収をさ れる所得税額	7月1日から災害 のあった日までの 間に支払を受けた 給与につき源泉徴 収をされた所得税 額
	(3) (1)又は(2) に代えてこ の項による ことを選択 した場合	災害のあった日か らその年の12月 31日までの間に支 払を受ける給与に つき源泉徴収をさ れる所得税額の2 分の1	その年1月1日か ら災害のあった日 までの間に支払を 受けた給与につき 源泉徴収をされた 所得税額の2分の 1
750万円 を超え 1,000万円 以下の 場 合	(1) 9月30日 以前に災害 を受けた場 合	災害のあった日か ら3か月を経過す る日の前日までの 間に支払を受ける 給与につき源泉徴 収をされる所得税 額	なし
	(2) 10月1日 以後に災害 を受けた場 合	その年の12月31 日までの間に支払 を受ける給与につ き源泉徴収をされ る所得税額	なし

問1 - 15 (p.42)

(注)「500万円を超え750万円以下の場合」の(1)及び「750万円を超え1,000万円以下の場合」の(1)の徴収猶予期間は、延長される場合があります(災免令3の2⑥)。

ロ 災害による雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額がある場合

被災者の申請に基づき災害のあった年又はその翌年以後3年以内の各年において、税務署長が承認した徴収猶予開始日以後その年12月31

日までの間に支払を受けるべき給与の収入金額(見積給与額)のうち、雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額、見積給与額に应ずる給与所得控除額、配偶者控除額等の見積額及び基礎控除の額の合計額(徴収猶予限度額)に達するまでの金額について源泉所得税及び復興特別所得税の徴収が猶予されます(災免法3①、災免令9、10、復興財確法33①)。

(注) 配偶者控除額等の見積額とは、障害者控除の額、寡婦(寡夫)控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額の見積額の合計額をいいます。

② 雑損控除の適用

上記①の災免法による徴収猶予又は還付を受けていても、雑損控除を受ける方が有利なときは、確定申告の際に、雑損控除の適用を受付けることができます(法72)。

(2) 源泉徴収義務者が被害を受けた場合

① 納税の猶予

災害により、源泉徴収義務者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後1年以内に納付すべき源泉所得税及び復興特別所得税で次のいずれにも該当するものについては、その災害のやんだ日から2か月以内に申請を行うことにより、所轄税務署長は、納期限(納税の告知がされていないものについては、その法定納期限)から1年以内の期間に限り、源泉所得税の全部又は一部の納税を猶予することができます(通則法46①)。

イ 災害のやんだ日の属する月の末日以前に納税

義務の成立するもの

ロ 納期限（納税の告知がされていない源泉所得税及び復興特別所得税については、その法定納期限）がその損失を受けた日以後に到来するもの

② 災害等による期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付などがその期限までにできないと認められるときは、災害等の理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、その期限が延長されます。これには、個別指定と地域指定による場合があります（通則法11）。

イ 個別指定

所轄税務署長に対し、申告、納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることになります。

ロ 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合、国税庁長官が延長する期日と地域を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告、納付などをすればよいことになります。

9 復興特別所得税

(1) 復興特別所得税の概要

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

そのあらまは、次のとおりです。

① 納税義務者

所得税を納める義務のある者は、復興特別所得税も併せて納める義務があります（復興財確法8）。

したがって、個人（居住者、非居住者）に限らず、法人（内国法人、外国法人）も納税義務者となります。

② 課税対象

平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額（下記③参照）が、復興特別所得税の課税対象となります（復興財確法9）。

（注）給与所得者は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

③ 基準所得税額

納税義務者の区分に応じた基準所得税額は、次の表のとおりです（復興財確法10）。この基準所得税額が復興特別所得税の課税標準とされます（復興財確法12、26）。

（注）その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者については、外国税額控除額を控除する前の所得税額となります。

区 分		基準所得税額
居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額
	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額
非居住者		国内源泉所得に対する所得税額
内国法人		国内払の所得税法第174条に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金並

	びに租税特別措置法に規定する特定の所得につき、所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額
外国法人	国内源泉所得及び租税特別措置法に規定する特定の所得につき、所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

問1-16 (p.44)

) 問1-25 (p.49)

④ 復興特別所得税額の計算

復興特別所得税額は、基準所得税額に2.1%を乗じた金額です（復興財確法13、27）。

（注）その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者のうち控除対象外国所得税額が所得税の控除限度額を超える者については、その超える金額をその年分の復興特別所得税額から控除することができます。ただし、その年分の復興特別所得税額のうち国外所得に対応する部分の金額が限度とされます。

⑤ 確定申告

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告しなければなりません。また、所得税及び復興特別所得税の申告書には、基準所得税額、復興特別所得税額等一定の事項を併せて記載することになります。

⑥ 所得税及び復興特別所得税の納付

所得税及び復興特別所得税の申告書を提出した者は、その申告書の提出期限までに、その申告書に記載した納付すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を納付することになります。

（注）所得税の振替納税を利用している者については、

振替日に指定の預貯金口座から所得税及び復興特別所得税の合計額が併せて引き落とされます。

(2) 復興特別所得税の源泉徴収

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、次により、復興特別所得税を併せて源泉徴収しなければなりません（復興財確法28）。

① 源泉徴収義務者

復興特別所得税は、所得税の源泉徴収義務者が所得税と併せて源泉徴収することとなりますので、所得税の源泉徴収義務者が復興特別所得税の源泉徴収義務者となります。

② 源泉徴収の対象となる支払

所得税法及び租税特別措置法の規定により所得税を源泉徴収することとされている支払については、復興特別所得税の源泉徴収の対象となります。

したがって、給与所得や退職所得について所得税を徴収して納付する際に、併せて復興特別所得税を源泉徴収することとされています（復興財確法28①）。

（注）租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません（復興財確法33③）。

③ 源泉徴収すべき復興特別所得税

復興特別所得税（2.1%）の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して所得税と復興特別所得税の合計税率（102.1%）を乗じて計算した金額を源泉徴収します。

支払金額等×合計税率（所得税率×102.1%）
 =源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

なお、平成25年1月1日以降に復興特別所得税を併せて源泉徴収する際に使用する「源泉徴収税額表」は復興特別所得税を含んだ税額表に変更されています。

10 給与所得者の確定申告

(1) 給与所得者が確定申告を必要とする場合

給与所得者については、原則として給与の支払者の下で年末調整が行われ、これによって、その年に源泉徴収された税額と納付すべき年税額との過不足額が精算されるので、年末調整による税額が確定税額となり、また、退職手当などは、他の所得と分離して課税されるので、原則として源泉徴収税額がそのまま確定税額となりますから、ほとんどの人は確定申告をする必要はないことになります。

しかし、給与所得者のうちには、給与所得のほか他に所得があったり、また、給与の年収が2,000万円を超える給与所得者については年末調整が行われないなどの理由で、確定申告をしなければならない人がいます。

平成25年分の所得について確定申告をしなければならない人は、次のいずれかに該当する人で、平成25年中の各種の所得金額の合計額から配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除その他の

所得控除を差し引き、その金額を基として算出した税額が、配当控除額及び年末調整の際に給与の税額から控除を受けた（特定増改築等）住宅取得等特別控除額の合計額よりも多い人です（法120、121、令262の2、措法41の2の2④、措令4の2④、25の8⑫）。

なお、これらの人は、平成26年2月17日から3月17日までの間に各人の納税地（通常は住所地）の所轄税務署長に確定申告書を提出する必要があります。

- ① 平成25年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受ける給与所得者で、給与所得及び退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受ける給与所得者で、年末調整を受けた主たる給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）との合計額が20万円を超える人

ただし、2か所以上から給与を受ける人であっても、その給与の合計額（その人が社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者等の控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除を受ける場合には、その給与の合計額からこれらの控除の額を差し引いた金額）が150万円以下である人で、しかも、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。

- ④ 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている人や在日の外国大使館に勤務している人などのように、給与の支払を受ける際に所得税の源泉徴収をされない人
- ⑤ 同族会社の役員やこれらの役員と親族関係などにある人で、その会社から給与のほかに貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料等の支払を受けている人
- ⑥ 災害により被害を受け、災免法の規定による徴収猶予又は還付を受けている人

(2) 退職所得がある人の場合

退職所得については、一般的に、所得税及び復興特別所得税の課税は退職金の支払の際に、支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで済まされます。

外国企業から受け取った退職金などで、源泉徴収されないものについては、申告をする必要があります。

なお、前記(1)の確定申告をしなければならない人は、退職所得以外の所得については、申告をしなければなりません。

(3) 給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額が還付される場合

給与や退職手当などについては、その源泉徴収の段階では雑損控除や医療費控除などの所得控除は受けられないことになっているため、これらの控除は翌年に確定申告によって受けることとなりますが、確定申告によってその控除を受けた場合には、結果として、既に源泉徴収された税額の全部又は一部が還付されることとなります。

給与所得者で、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付が受けられるのは、次のような人です。

- ① 年途中で退職して年末調整をされなかった人で、源泉徴収された税額が過納となる人
- ② 災害により住宅や家財についてその価額の50%以上の損害を受けた人で、災免法の規定による所得税の軽減又は免除が受けられる人
- ③ 災害、盗難又は横領により、住宅や家財について損失（災害関連支出を含みます。）を受けた人で、その損失額が一定の金額を超えるため、雑損控除が受けられる人（②の軽減や免除を受ける人は、その災害による損失額についてはこの雑損控除は受けられません。）
- ④ 支払った医療費が、10万円か所得金額の5%相当額かのいずれか低い金額を超えるため、医療費控除が受けられる人
- ⑤ 国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対して支払った寄附金、認定特定非営利活動法人等の行う一定の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額、特定の政治献金又は震災関連寄附金が2,000円を超えるため、寄附金控除を受けようとする人
- ⑥ 少額所得者などで、配当所得があるため配当控除が受けられる人
- ⑦ 外国で納めた所得税に相当する税について、外国税額控除が受けられる人
- ⑧ 住宅の取得等をしたため、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けようとする人や、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用が2年

問1-26 (p.50)

問1-29 (p.52)

目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けていない人

- ⑨ 退職所得の支払を受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20%（復興特別所得税を含めると20.42%）の税率で源泉徴収され、その税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額を超えている人
- ⑩ 政党等に対して政治活動に関する一定の寄附をしたことにより政党等寄附金特別控除を受けようとする人
- ⑪ 特定震災指定寄附金、認定特定非営利活動法人等に対する一定の寄附金又は一定の公益社団法人等に対する寄附金が2,000円を超えるため、所得税額の特別控除を受けようとする人
- ⑫ 一定の耐震改修を行った人で、住宅耐震改修特別控除を受けようとする人
- ⑬ 一定の特定改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除を受けようとする人及び一定の認定住宅の新築等を行った人で、認定住宅新築等特別税額控除を受けようとする人
- ⑭ 特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1相当額を超えるため、給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受けようとする人

(参考1) 個別通達

○大工、左官等の建設労働者に支払う給与に対する源泉所得税の取扱いについて

(昭47.2.5 直法5-6、直所4-6)

標題のことについて、○○○○組合○○委員長から別紙1のような照会があり、これに対し、直税部長名をもって別紙2のように回答するとともに、別紙3により○○協会会長あてに通知したから了知されたい。

別紙1

昭和47年1月21日

国税庁直税部長 殿

○○○○組合○○委員長

大工、左官等の建設労働者にかかわる源泉徴収についての照会

大工、左官等の建設労働者については、その雇用関係が必ずしも明確でないところから、これらの労働者に関わる源泉徴収の取扱いについて、円滑さを欠くきらいがありますので、下記の諸点についてお伺いします。

記

- 1 大工、左官等の建設労働者が、一定のグループをくんで手間受（出来高払制）の形態で仕事をし、その手間賃を統括者（責任者）が一括して代理受領する場合がしばしばあります。この場合の源泉徴収義務者は、そのグループを雇用した建設業者であり、そのグループの統括者（責任者）ではないとして理解してよろしいか。

2 見習工を雇用している親方又は一人親方が、その見習工ともども建設業者に雇用された場合、その給与が一括して親方に支払われた場合であっても、その給与に対する源泉徴収義務者は、当該建設業者であると理解してよろしいか。

3 大工、左官等の建設労働者又は1人親方が、ときとして小工事を請負い短期間他の建設労働者を雇用し給与等を支払う場合があります。この場合、これらの建設労働者、一人親方の常態は、業者として常時人を雇用して業務を継続するものではないので、給与支払い事務所開廃届等は手続きとして繁雑にわたるので、これを省略してよろしいか。

4 大工、左官等の源泉徴収を行う場合の源泉徴収税額表の適用区分については、その判定される時において明らかに8カ月をこえて雇用されることが予定されている場合を除き、その者が同一事業主に継続して8カ月を超えて雇用されたかどうかによって判定してさしつかえないでしょうか。

以上

別紙2

直法5-4
昭和47年2月5日

〇〇〇〇組合〇〇委員長 殿

国税庁直税部長

大工、左官等の建設労働者にかかる源泉徴収について（昭和47年1月21日付照会に対する回答）

標題のことについては、お申し越しのとおり解してさしつかえありません。

ん。

ただし、3の場合には、その源泉徴収税額の有無にかかわらず、所得税徴収高計算書を所轄税務署に提出する必要があります。

別紙3

直法5-5
昭和47年2月5日

〇〇〇〇協会会長 殿

国税庁直税部長

大工、左官等の建設労働者に支払う給与に対する源泉所得税の取扱いについて

標題のことについて、〇〇〇〇組合〇〇委員長から別紙1のような照会があり、これに対し直税部長名をもって別紙2のように回答しましたから、よろしくお取り計らい願います。

(参考2) 判決事例

○平成23年1月14日 最高裁第2小法廷判決

(平成20年(行ツ)第236号、平成20年(行ヒ)第272号事件)

破産管財人は、破産宣告前の雇用関係に基づく退職手当等の支払に関し、「支払をする者」には含まれず源泉徴収の義務を負わないとした事例

(要旨)

- 1 本件は、破産管財人である上告人(弁護士)が、破産法の下において、破産管財人の報酬の支払をし、破産債権である元従業員らの退職金の債権に対する配当をしたところ、所轄税務署長から、上記支払には所得税法204条1項2号の規定が、上記配当には同法199条の規定がそれぞれ適用されることを前提として、源泉所得税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を受けたことから、上告人において、主位的に、上告人の被上告人に対する上記源泉所得税及び不納付加算税の納税義務が存在しないことの確認を求めるとともに、予備的に、被上告人の上告人に対する上記源泉所得税及び不納付加算税の債権が財団債権でないことの確認を求めている事案である。
- 2 弁護士である破産管財人は、その報酬につき、所得税法204条1項という「支払をする者」に当たり、同項2号の規定に基づき、自らの報酬の支払の際にその報酬について所得税を徴収し、これを国に納付する義務を負うと解するのが相当である。
- 3 破産管財人は、破産手続を適正かつ公平に遂行するために、破産者から独立した地位を与えられて、法令上定められた職務の遂行に当たる者であり、破産者が雇用していた労働者との間において、破産宣告前の雇用関係に関し直接の債権債務関係に立つものではなく、破産債権である上記雇用関係に基づく退職手当等の債権に対して配当をする場合も、こ

れを破産手続上の職務の遂行として行うのであるから、このような破産管財人と上記労働者との間に、使用者と労働者との関係に準ずるような特に密接な関係があるということとはできない。

また、破産管財人は、破産財団の管理処分権を破産者から承継するが、破産宣告前の雇用関係に基づく退職手当等の支払に関し、その支払の際に所得税の源泉徴収をすべき者としての地位を破産者から当然に承継すると解すべき法令上の根拠は存しない。そうすると、破産管財人は、上記退職手当等につき、所得税法199条にいう「支払をする者」に含まれず、破産債権である上記退職手当等の債権に対する配当の際にその退職手当等について所得税を徴収し、これを国に納付する義務を負うものではないと解するのが相当である。

○平成23年3月22日 最高裁第3小法廷判決

(平成21年(受)第747号)

給与等の支払者が給与等に係る強制執行を受けた場合でも、支払者はそれに係る源泉徴収義務を負うとした事例

(要旨)

所得税法第28条第1項に規定する給与等(給与等)の支払をする者が、その支払を命ずる判決に基づく強制執行によりその回収を受ける場合であっても、上記の者は、同法第183条第1項所定の源泉徴収義務を負うと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

同項は、給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨を定めるところ、給与等の支払をする者が、強制執行によりその回収を受ける場合であっても、それによって、上記の者の給与等の支払債務は消滅するのであるから、それが給与等の支払に当たると解するのが相当であることに加え、同項は、給与等の支払が任意弁済によるのか、強制執行によるのかによって何らの区別も設けていないこ

とからすれば、給与等の支払をする者は、上記の場合であっても、源泉徴収義務を負うものというべきである。

Q & A

【源泉徴収義務者の取扱い】

1-1 家事使用人に支払う給与についての源泉徴収

問 人を雇って給料を支払っている場合には、その支払う給料について所得税を源泉徴収しなければならないようですが、家事上のお手伝いさんを雇って給料を支払っているときにも所得税を源泉徴収し納付する必要があるのでしょうか。

答 人を雇って給料等を支払う場合には、たとえその雇人が1人であっても、その給料について所得税を源泉徴収する必要があります。

しかしながら、その雇人が事業上の使用人でなく、いわゆるお手伝いさんなどのように単なる家事上の使用人であって、しかもその家事上の使用人の数が常時2人以下である場合には、その支払う給料について所得税を源泉徴収する必要はないことになっています（法184）。これは単に家事上の使用人に対してだけ給料を支払っているにすぎない場合には、その支払者に所得税を源泉徴収し納付するという事務を期待することが困難であると考えられることによるものです。

したがって、家事上の使用人以外の事業上の使用人が1人でもいれば、その事業上の使用人についてはもちろんのこと、お手伝いさんの分についても所得税を源泉徴収しなければならないことになります。

なお、源泉徴収を要しないお手伝いさんの給料については、原則的には確定申告により個人が納税をすることになっています。

1-2 親会社の派遣役員の報酬を親会社に支払う場合の源泉徴収

問 当社の役員には、親会社から派遣された役員がおり、この役員報酬は当社から親会社に直接支払うため、その役員個人の所得にはならないことになっています。

このような個人の所得にならないことが明らかな場合でも、役員個人の給与所得として所得税を源泉徴収しなければなりませんか。

答 親会社からの派遣役員の報酬を子会社が親会社に直接支払うことになっている場合には、その報酬は親会社に帰属するものであり、所得税の源泉徴収を行う必要はありません（基通183～193共-3）。

親会社が現にその役員にその報酬を支払う際、源泉徴収をすれば足りません。

1-3 仮処分判決に基づく支払金に対する源泉徴収

問 懲戒解雇した従業員に対して、地位保全の仮処分判決があり、当社では従前の給与の額の90%に相当する金額を毎月支払っていますが、この金額については、給与所得として所得税を源泉徴収することになりますか。

答 貴社が支払っている金銭は、従業員の地位保全の仮処分判決に基づくものですから、解雇した従業員であっても、引き続き従業員として勤務していると仮定した場合の給与相当額であり、通常の給与と同様に所得税を源泉徴収することになります。

【源泉徴収をする時期の取扱い】

1-4 支払が遅延した場合の源泉徴収の時期

問 昨年中の賃金の未払分を本年に入ってから支払うことになりました。この未払分に対する税金は未だ納めていませんが、この未払の賃金を支払うときに税金を徴収して納めたのでは、延滞税や不納付加算税がつきますか。

答 源泉所得税の徴収の義務は、「支払の際」に生じますから、まだ支払わないものについては、所得税を徴収する義務はありません。

また、源泉所得税の納付期限は、徴収した日の属する月の翌月10日（納期の特例による場合は、その納期限）ですから、おたずねの場合には、未払の給与を実際に支払った時に所得税を徴収し、その月の翌月10日までに納付すれば、延滞税や不納付加算税を納付し、又は徴収されることはありません（基通181～223共-1）。

ただし、役員賞与等で未払となっているものについては、問9-21のとおりです。

【納付の取扱い】

1-5 就航中の船員の給与から徴収する所得税の納付時期

問 船会社ですが、就航中の船員の給料から徴収する所得税は、いつ納付すればよいのですか。

答 船員の給料が就航中の船内で支払われ、その船が帰港しないため、徴収した所得税の納付ができないような場合には、その税金を納付できるような状況になったとき、すなわち、その船が帰港したときの翌月10日までに納付すれば、延滞金を納付する必要もなく、また不納付加算税を徴収されることもありません。

ただし、船長にあらかじめ一括して前渡しするときに各人ごとに支払う額の確定している給与については、それぞれ定められた支給日が到来するつどその到来した部分に係る徴収税額をその日の属する月の翌月10日までに納付しなければなりません（基通183～193共-4）。

1-6 納付税額がないときの税務署への報告

問 今までは毎月納付税額があったのですが、改正によって賞与の支給月のほかは納付税額がないことになりました。納付税額がない月には、税務署にそのことを報告しなければなりませんか。

答 給与所得又は退職所得を支払ったときは、徴収して納める税金がないときであっても、人員、支給額等を記載した（「税額」欄は0と記入します。）徴収高計算書だけは税務署長に提出しなければならないことになっていますから、これを提出すれば別に報告する必要はありません（規別表第3（3）備考18）。

【誤納額の還付の取扱い】

1-7 支給額の過払を是正した場合の税額の是正

問 家族手当の支給状況を調べましたところ、給与規程のうで家族手当の支給対象とならない人を家族手当の受給対象者として申請し、昨年から今月まで家族手当を余分に受けていた人を発見しましたので、その余分に受けている金額を来月の月給日に差し引くことにしました。

このような場合、昨年の給与から徴収した所得税は、どうなりますか。

答 源泉徴収義務者がその支払金額の全部又は一部を返還させたことにより、納め過ぎとなった税額は、その返還を受けた時に生じた過誤納金として、納税地の所轄税務署長から源泉徴収義務者に還付されることになっています。

この場合、源泉徴収義務者がその過誤納金の還付を受けるには、支払金額の返還を受付た後に「源泉所得税の誤納額還付請求書」を納税地の税務署長に提出する建前となっていますが、おたずねの場合のように、給与所得から徴収する所得税について生じた過誤納金については、還付請求書を提出しないで、「源泉所得税の誤納額充当届出書」を提出し、以後納付する給与所得に係る源泉所得税のうちから控除することによって還付を受けることもできます（基通181～223共-6）。

なお、返還させた金額は、当初からなかったこととなりますから、昨年分の給与について年末調整をしている場合には、年末調整の再調整が必要となります。

【不納付加算税・重加算税・延滞税の取扱い】

1-8 不納付加算税の軽減

問 本税の納付が期限に遅れても、自発的に納めたものであれば、不納付加算税は幾分軽くしてもらえそうですが、これはどういうことですか。

答 不納付加算税は、本税を自発的に納付した場合に、その納付が源泉所得税についての調査があったことにより納税の告知があるべきことを予知してされたものでないときは、通常であれば本税の10%であるところが5%に軽減されることになっています（通則法67②）。

1-9 不納付加算税の不適用

問 当社は、これまで納期限までに源泉所得税を納付してきましたが、今回、うっかり納付を忘れ、納期限の1週間後に納付しました。

1日でも納期限が過ぎれば、不納付加算税が課税されますか。

答 不納付加算税の賦課については、法律上例外規定があります。すなわち、源泉所得税が納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された場合において、その納付が法定納期限までに納付する意思があったと認められる「一定の場合」に該当してされたものであり、かつ、その納付に係る源泉徴収による国税が法定納期限から1か月を経過する日までに納付されたものであるときは、不納付加算税は課税されません（通則法67③）。

上記の「一定の場合」とは、その納付に係る法定納期限の属する月の前月の末日から起算して1年前の日までの間に法定納期限が到来する源泉所得税について、次のいずれにも該当する場合とされています（通令27の2②）。

（注）例えば、「前日の末日」が6月30日である場合には、「1年前の日」

は前年6月30日となります。

- (1) 納税の告知（法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合を除きます。）を受けたことがない場合
- (2) 納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実（その源泉所得税に相当する金銭が法定納期限までに納付受託者に交付されていた場合及び法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合における法定納期限後に納付された事実を除きます。）がない場合

1-10 重加算税の徴収

問 重加算税は、どんな場合に徴収されるのですか。

答 所得税を源泉徴収する義務のある者が、事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づき納付すべき所得税を法定納期限までに納付しなかった場合は、その納付すべき税額について、不納付加算税に代え、35%に相当する重加算税を徴収することになっています。

ただし、このような事情がある場合でも、税務署の調査がある前に自発的に納付したときは、重加算税は徴収されません（通則法68③）。

なお、隠ぺいし又は仮装に該当する場合は、例えば次に掲げるような事実（不正事実）がある場合とされています（平12課法7-8）。

- (1) いわゆる二重帳簿を作成していること。
- (2) 帳簿書類を破棄又は隠匿していること。
- (3) 帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む）、帳簿種類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること。
- (4) 帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、源泉徴収の対象となる支払事実の全部又は一部を隠ぺいしていること。

1-11 基本税額が少額な場合の延滞税の切捨計算

問 基本税額が1万円に満たないときは、延滞税を納付する必要はないそうですが、いかがですか。

答 そのとおりです。

延滞税の額を計算する場合に、その計算の基礎となる税額に1万円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることになっています（通則法118③）。

なお、算出した延滞税に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満のときも、その端数金額又はその全額を納付する必要はありません（通則法119④）。

【源泉徴収票の提出の取扱い】

1-12 磁気テープによる源泉徴収票の提出

問 源泉徴収票を磁気テープによって提出するためには、何か手続が必要でしょうか。

答 所得税法第225条第1項又は同法第226条の規定により税務署長に提出する支払調書又は源泉徴収票は、磁気テープをもって提出することができることとされています（規95の2①②）。この制度の適用を受けるためには、所轄税務署長に「支払調書等の磁気テープによる提出承認申請書」を支払調書等の提出期限の3月前（前年10月31日）までに提出し、税務署長の承認を受けることが必要です。

また、提出する磁気テープについては、規格・ファイルの仕様等が定められていますので、あらかじめ所轄税務署（資料情報担当）又は国税局にご相談ください。

なお、市町村に提出する磁気テープの規格等は、税務署に提出する源泉徴収票に関する磁気テープと基本的に同様となっています。

1-13 情報交換に関する租税条約を締結している国

問 当社の従業員の中には、アメリカの親会社から出向している人がいます。アメリカに住所がある人の場合には、源泉徴収票を2枚税務署に提出する必要があるそうですが、外国に住所がある人はすべて同様でしょうか。

答 税務署へ提出する給与所得の源泉徴収票は、通常の出給者については1枚ですが、日本と情報交換に関する租税条約を締結している各国に住所がある人（日本にも1年以上の居所がある人）については、同じものを2枚提出することとされています。

この情報交換に関する租税条約を締結している各国とは、次に掲げる国です（平成25年3月31日現在）。

アイルランド、アゼルバイジャン、アメリカ合衆国、アルメニア、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エジプト、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、カナダ、ガーンジー、キルギス、クウェート、グルジア、ケイマン諸島、サウジアラビア、ザンビア、ジャージー、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スリランカ、スロバキア、タイ、大韓民国、タジキスタン、チェコ、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パハマ、バミューダ、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルネイ、ベトナム、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、マン島、南アフリカ共和国、メキシコ、モルドバ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

なお、非居住者（日本に住所がなく、かつ、引き続き1年以上居所を有しない者）に対する給与等については、「給与所得の源泉徴収票」ではなく、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出しなければなりません。

1-14 給与の源泉徴収票と給与支払報告書の提出不要限度額

問 給与の金額が一定額以下の人については、給与の源泉徴収票を税務署に提出する必要はありませんが、市町村に提出する給与支払報告書も同様の基準によるのでしょうか。

答 税務署へ提出する「給与所得の源泉徴収票」と、市町村へ提出する市

町村民税の「給与支払報告書（個人別明細書）」は、記載する内容がほとんど同じになっていますので、両者の規格と様式はできるだけ統一され、複写により同時に作成することができるようになっています。

しかし、給与支払報告書については源泉徴収票のように提出不要限度額はありませんので、翌年1月1日現在において給与等の支払を受けている受給者についてはすべて提出しなければなりません。

【災害減免法の適用】

1-15 災害減免と雑損控除

問 災害被害者が、所得税法の雑損控除を受けた方が有利か、災害減免法の軽減又は免除を受けた方が有利かは、どうしたらわかりますか。

答 災害被害者が、災害減免法第2条の規定によって所得税の軽減又は免除を受けることができるのは、その年の総所得金額（分離課税とされる土地・建物等の譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引の雑所得等の金額を含みます。）、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「合計所得金額」といいます。）が1,000万円以下であって、その損害額が住宅又は家財の価額の10分の5以上である場合に限られています。災害減免法の規定により軽減又は免除を受けることができない場合であっても、所得税法の雑損控除の規定に該当するときは、雑損控除を受けられることはいまでもありません。

ところで、所得税の負担のうえで雑損控除を受けた方が有利か、災免法の軽減又は免除を受けた方が有利かは、次により判定することができます。

- (1) 損害額がその年の合計所得金額以下であり、その年の合計所得金額が500万円以下のときは、災免法第2条の規定により免除を受けて不利となることはありません。
- (2) 損害額がその年の合計所得金額以下であり、その年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下のときは、災免法によれば所得税額の10分の5を一律に軽減することになっていますが、雑損控除の規定の適用を受けると、合計所得金額から損害額のうち合計所得金額の10%を超える額を控除して税額を計算するため、各人の合計所得金額、損害額及び扶養親族の数等によって一律にはいえませんから、個々の場合について計算し、比較してみる必要があります。
- (3) 損害額がその年の合計所得金額以下であり、その年の合計所得金額

が750万円を超え1,000万円以下のときは、災免法によれば所得税額の4分の1を軽減することになっていますから、(2)と同様どちらが有利かは一律には定められません。

- (4) 損害額がその年の合計所得金額を超えるときは、雑損控除によれば損失の繰越控除の規定の適用を受け、翌年に繰り越して翌年の所得金額から控除を受けることができますから、この場合にはすべて雑損控除の方が有利です（法71、72、災免法2）。

(注) 東日本大震災の被災者については、雑損控除の特例を適用することができます。

【復興特別所得税の取扱い】

1-16 納付税額の端数処理

問 所得税及び復興特別所得税を納付する際の端数処理は、どのように行うのでしょうか。

答 所得税及び復興特別所得税の額の端数計算は、所得税及び復興特別所得税の合計額によって行うこととされています（復興財確法 31 ②）。

したがって、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税率と復興特別所得税率の合計税率を乗じて算出した金額について1円未満の端数を切り捨てた金額を源泉徴収します。

なお、平成25年分以後の給与所得の源泉徴収税額表は、所得税と復興特別所得税の合計額が記載されています。また、年末調整の際の年調年税額は、100円未満切捨てとされています。

1-17 復興特別所得税の年末調整

問 復興特別所得税の年末調整はどのように行うのですか。

答 年末調整は、所得税及び復興特別所得税の合計額により行います（復興財確法 30）。

なお、年調年税額（年末調整による年税額（復興特別所得税を含みます。））は、算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額に102.1%を乗じた金額（100円未満切捨て）となります。

1-18 退職所得に対する復興特別所得税

問 退職手当等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額を算出する際に使用する速算表はどのようになるのでしょうか。

答(1) 「退職所得の受給に関する申告書」が提出されている場合、次のいずれかの速算表により所得税及び復興特別所得税の額を算出することができます。

① 退職所得の源泉徴収税額の速算表①（平成25年1月1日以降）

【計算例：課税退職所得金額が4,000,000円の場合】

$$(4,000,000 \text{ 円} \times 20\% - 427,500 \text{ 円}) \times 102.1\%$$

$$= 380,322.5 \text{ 円} \Rightarrow (\text{源泉徴収税額 } 380,322 \text{ 円} \langle 1 \text{ 円未満切捨て} \rangle)$$

② 退職所得の源泉徴収税額の速算表②（平成25年1月1日以降）

【計算例：課税退職所得金額が4,000,000円の場合】

$$4,000,000 \text{ 円} \times 20.42\% - 436,477.5 \text{ 円}$$

$$= 380,322.5 \text{ 円} \Rightarrow (\text{源泉徴収税額 } 380,322 \text{ 円} \langle 1 \text{ 円未満切捨て} \rangle)$$

注1 退職手当等に係る「課税退職所得金額」は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額（1,000円未満の端数切捨て）となります。なお、特定役員退職手当等に係る「課税退職所得金額」については、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額（1,000円未満の端数切捨て）となります。

注2 所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収する際の税額の端数処理については、計算の途中では端数処理を行わず、最後に1円未満の端数を切り捨てます。

注3 上記速算表によらず、所得税法第89条の規定どおり、課税退職所得金額を税率の段階ごとに区分し、その区分した金額ごとに所定の税率を乗じて算出した金額を合計して源泉徴収税額を算出する場合、計算の途中では端数処理を行わず、最後に1円未満の端数を切り捨てることにより、①区分した金額ごとに所得税率を乗じて計算した金額の合計額に102.1%を乗じる方法、②区分した金額ごとに合計税率を乗

じて計算した金額を合計する方法のいずれであっても算出される所得税及び復興特別所得税の額は同じ額となります。

- (2) 「退職所得の受給に関する申告書」が提出されていない場合には、退職手当等の収入金額に20.42%を乗じた税額（1円未満の端数切捨て）を源泉徴収します。

【計算例：退職手当等の収入金額が2,534,000円の場合】

$$2,534,000 \text{ 円} \times 20.42\% \\ = 517,442.8 \text{ 円} \Rightarrow (\text{源泉徴収税額}) 517,442 \text{ 円} \langle 1 \text{ 円未満切捨て} \rangle$$

1-19 税引手取額からのグロスアップ計算

問 講演料として税引手取額で100,000円を支払いました。

この場合、納付すべき所得税及び復興特別所得税の額はどのように算出すればよいのでしょうか。

答 税引手取額により報酬を支払っている場合には、いわゆるグロスアップ計算により納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を算出することになります。

- (1) 支払金額

$$100,000 \text{ 円} \div (100 - \text{合計税率 } 10.21\%) \\ = 111,370.976 \Rightarrow (1 \text{ 円未満切捨て}) 111,370 \text{ 円}$$

- (2) 所得税及び復興特別所得税の合計額

$$111,370 \text{ 円} \times \text{合計税率 } 10.21\% \\ = 11,370.877 \Rightarrow (\text{納付すべき税額}) 11,370 \text{ 円} \langle 1 \text{ 円未満切捨て} \rangle$$

1-20 年末調整による超過税額

問 平成24年分の年末調整により生じた超過額を平成25年1月に支払う給与等から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の額から控除する

場合、所得税徴収高計算書（納付書）はどのように記載すればよいのでしょうか。

答 復興特別所得税は平成25年分の所得から適用されますので、平成24年分の給与については復興特別所得税が含まれていません（復興財確法9①）。

しかし、ご質問のように、平成24年分の年末調整により生じた超過額を平成25年1月以後に支払う給与等から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税から控除する場合であっても、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の「年末調整による超過税額」欄にその控除する額を記載することとされています。

1-21 平成24年分未払給与の支給

問 平成24年分の未払給与を平成25年1月以後に支払う場合でも、復興特別所得税を源泉徴収する必要がありますか。

答 復興特別所得税は、平成25年分の所得から適用されますので、平成24年分として確定している給与については復興特別所得税は課税されません（復興財確法9①）。

したがって、ご質問の場合のように、実際の支払が平成25年1月1日以後になったとしても、復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

1-22 給与の支給日を翌月としている場合の源泉徴収

問 当社では、各月の給与は翌月10日に支払うこととしていますので、平成24年12月分の給与についても平成25年1月10日に支払う予定です。

この場合でも、復興特別所得税を源泉徴収する必要がありますか。

答 契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与については、その支給日がその給与の収入すべき時期とされています（基通36-9(1)）。

したがって、ご質問の給与については、平成25年1月10日が収入すべき時期となり、平成25年分の所得となりますので、復興特別所得税を源泉徴収する必要があることとなります。

1-23 還付請求

問 還付請求を行う場合、所得税と復興特別所得税とに分けて還付請求する必要がありますか。

答 実務上、所得税と復興特別所得税の合計額により還付請求して差し支えないこととされています。

1-24 限度税率を適用した場合の納付書

問 非居住者等に対して支払った所得について、租税条約に基づく限度税率を適用して源泉徴収した所得税と、国内法上の税率を適用して源泉徴収した所得税及び復興特別所得税とを同時に納付する場合、その合計額を1枚の所得税徴収高計算書（納付書）に記載して納付しても構いませんか。

答 非居住者等に対して支払った所得について源泉徴収した税額を納付する際、その納付税額に、復興特別所得税が含まれた税額と租税条約に基づく限度税率を適用したことにより復興特別所得税が含まれない税額とがある場合には、それぞれ別葉の所得税徴収高計算書（納付書）により納付することとされています。

1-25 法定調書の記載

問 「給与所得の源泉徴収票」や「利子等の支払調書」等の法定調書には源泉徴収税額を記載する必要がありますが、復興特別所得税はどのように記載するのでしょうか。

答 「給与所得の源泉徴収票」や「利子等の支払調書」等の法定調書の「源泉徴収税額」欄には、所得税と復興特別所得税の合計額を記載することとされています（復興特別所得税省令7）。

【給与所得者の確定申告】

1-26 還付を受けるための確定申告書の提出期限

問 確定申告をする義務のない人が、源泉所得税の過納額の還付を受けるために提出する確定申告書は、一般の確定申告書の提出期限までに提出しなければなりませんか。

答 過納額の還付を受けるために提出する確定申告書は、確定申告の義務のある人が提出する確定申告書や、損失の繰越控除等を受けようとする人が提出する損失申告書とは違い、特にその提出期限は定められてはいません。

したがって、翌年の1月1日から通則法第74条の規定により、還付請求権が時効により消滅する時まで（5年間）提出することができます。もっとも、提出時期が遅れますと所得金額の確認等に困難を伴うことも予想されますので、なるべく早く提出されるのがよいと思われます（法122）。

1-27 中途退職者の税額の精算

問 私は昨年4月に退職し結婚しました。退職後は所得がありませんから、4月までの月給から徴収されていた税金も多分納め過ぎとなっていると思います。

中途退職者には、年末調整もなく、確定申告もいらなそうですが、納めた税金はそのままになるのですか。

答 中途退職者については、死亡により退職した人等、特別な人の場合を除き、年末調整の適用もなく、また給与所得以外の所得の金額が一定限度以下の人は確定申告も要しないことになっていますが、この場合の確定申告を要しないということは、確定申告を行う義務を免除したにすぎ

ないのであって、あなたのような場合には、別に納めすぎた税金の還付を受けるために確定申告を行うことが認められています。確定申告をして過納となる税額があればもちろん還付されます（法122）。

1-28 海外で納付した所得税相当額の控除を受ける手続

問 先般ニューヨークに当社の支店を開設するため、役員と社員1名を8か月程度現地に出張させました。

彼等は帰国の際、米国の所得税を納付させられたそうですが、2人の出張中当社でも源泉徴収していたので、8か月間、二重に課税されたこととなります。何か救済の方法はありませんか。

答 確定申告書、修正申告書又は更正請求書に外国税額の控除に関する事項を記載し、かつ、控除を受けようとする金額の明細書及び海外において課税された所得税に相当する税の納付を証する書類を添付すれば、次の算式により計算した金額（控除限度額）を限度として海外で納付した税額に相当する金額の控除を受けられますし、この控除によって過納となる税額があれば還付されます。

$$\text{日本の所得税額} \times \frac{\text{その人の海外における所得金額の合計額}}{\text{その人の所得金額の合計額}}$$

(注) おたずねのように計算式の分子となる海外における所得金額（国外所得）が給与所得である場合、当該国外所得の金額は、その者の給与所得（給与所得控除後の金額）の総額に、給与の収入金額の総額に占める国外所得に係る収入金額の割合を乗じて計算します。

なお、海外で納付した税額が控除限度額を超える場合にはその超える税額は控除されませんが、すでにその年の前年以前3年内のいずれかの年に外国税額控除の適用を受けているとき海外で納付した税額がそのときの控除限度額に満たなかったときは、その控除限度額と海外で納付した税額との差額は今回の控除限度額に加算したうえで外国税額控除

額を計算することになっています。

また、海外で納付した税額が控除限度額に満たない場合には、海外で納付した税額に相当する金額が控除されるわけですが、すでにその年の前年以前3年内のいずれかの年において外国税額控除の適用を受けていて、そのときの海外で納付した税額がそのときの控除限度額を超えていたときは、その超える部分の金額を今回控除しようとする海外で納付した税額に加算して控除の対象となる金額を計算することになっています。もっとも、この場合の加算は毎年継続して控除限度額等の計算に関する明細書を確定申告書に添付していることを条件として適用されますから注意してください（法95、令221～225、規41、42）。

1-29 国外財産調書の提出

問 外国に財産を保有している場合には、一定の調書を提出することになったとのことですが、その内容について教えてください。

答 国外財産調書制度は、平成24年の税制改正において、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」（以下「国外送金法」と略称します。）に規定されました。

この改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されますので、平成25年12月31日時点で国外財産を5,000万円超有する場合には、国外財産調書を提出しなければなりません。

具体的な内容は、次のとおりです。

1 提出対象者

居住者（非永住者を除きます。）は、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（国外財産調書）を、その年の翌年3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければなりません（国外送金法5①）。

ただし、提出期限の3月15日までに死亡し、又は出国をしたときは、

国外財産調書の提出は不要とされます。

なお、国外財産調書に記載した国外財産については、その年分の所得金額が2,000万円を超える場合に提出することになっている財産債務明細書への内容の記載は要しないこととされています（国外送金法5②）。

2 過少申告加算税等の特例

(1) 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減

国外財産に係る所得税について修正申告等があった場合において、提出された国外財産調書に、その修正申告等の基因となる国外財産についての記載があるときは、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額からその過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その修正申告等の基因となる国外財産に係る者に限ります。次の(2)において同じです。）の5%に相当する金額を控除した金額とされます（国外送金法6①）。

(2) 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重

国外財産に係る所得税について修正申告等があった場合において、国外財産調書の提出がないとき又は提出された国外財産調書にその修正申告等の基因となる国外財産についての記載がないとき（記載が不十分と認められるときを含みます。）は、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額に、その過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の5%に相当する金額を加算した金額とされます（国外送金法6②）。

なお、国外財産調書の不提出・虚偽記載に対しては罰則が設けられています。